



改訂箇所を赤字あるいは、
赤枠にて示しています

山中湖村景観計画 【改訂版】

～ 山中湖村は質の高いリゾート地としての
風景づくりを進めています ～

平成27年12月
山中湖村

一 目 次 一

はじめに

第Ⅰ編 山中湖村における風景づくりの考え方

序 章 山中湖村における風景づくりの意義と必要性	1
1. 今、なぜ山中湖村の「風景づくり」のあり方を検討するのか	1
2. 山中湖村における「景観計画」策定の必要性	2
第1章 山中湖村景観計画の目的と位置づけ	3
1. 山中湖村景観計画の目的	3
2. 山中湖村景観計画の位置づけ	3
第2章 山中湖村の風景の特性	4
1. 山中湖村の風景構造	4
2. 山中湖村の風景の特性	9
3. 山中湖村における風景の特性を規定する関連法規制	13
第3章 山中湖村の風景づくりの方針	15
1. 山中湖村の風景づくりの将来目標像	15
2. 山中湖村の風景づくりの方針	16
第4章 風景づくりの推進方策	26
1. 景観計画の運用体制の整備	26
2. 事前協議制度の整備	26
3. 公共施設における先導的な風景づくりの推進	26
4. 良好な風景づくりに資する支援方策の整備	26

第Ⅱ編 景観法を活かした諸施策

1. 景観計画の区域	27
2. 良好的な景観の形成に関する方針	27
3. 景観形成重点地区	27
4. 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項	29
5. 景観重要建造物の指定の方針	38
6. 景観重要樹木の指定の方針	38
7. 景観重要公共施設の整備に関する事項	39

参考資料編	45
-------------	----

はじめに

中山湖村にとって、「中山湖」や湖を囲む高原の豊かなみどり、そして世界文化遺産暫定リストにも登録されている「富士山」への雄大な眺めは、貴重な財産であり、将来にわたって愛し、良好な状態で次世代に引き継いで行く必要があります。また、ほぼ全村が富士箱根伊豆国立公園区域に位置することから、今後とも豊かな自然を守り、かつ利用を図っていくことが重要です。

本村は、このような恵まれた自然資源に加え、富士山麓の高原に位置するという立地特性を活かし、古くから避暑地として、スポーツ合宿地のメッカとして、多くの観光客を集めてきました。しかし、近年、観光目的の多様化に加え、地域間競争の激しさが増し、昨年はその前年に比べ観光客数が減少する結果となりました。

このような社会状況において、中山湖村は、自然公園法による規制に加え、「中山湖村住環境保全指導要綱」を制定し、豊かな自然環境と共生するむらづくりの誘導を図る一方、新たな観光資源の創出を目指し、行政主導により文化施設や温泉施設の整備、高級リゾート地化を目指した道路・交通・下水道整備、湖の浚渫（水質浄化）等に取組んできています。現在、概ね、ハード面での整備が整い、今後は、リゾート地（観光地）としていかに「質」の向上を図るか、ソフト面での取組みの展開が必要な段階にきています。

リゾート地（観光地）の質の向上を図る上で、良好な風景づくりは欠かすことのできない重要な取組みです。

これまで、村民、事業者、村、中山湖（河川区域）を管理する山梨県、自然公園を管理する環境省など、多様な主体により様々な取組みがなされてきましたが、各主体が個々に取組んできており、必ずしも、中山湖村総体としての良好な風景づくりにつながらない場合も生じています。

良好な風景づくりは、村民、事業者、村、関係機関が協働して推進することが重要です。そこで、多様な主体が一丸となって、良好な風景づくりを推進することを目指すため、平成17年に景観法が全面施行となったことを受け、中山湖村は、平成19年12月に景観行政団体となり、このたび、景観法に基づく「中山湖村景観計画」を策定しました。

「中山湖村景観計画」は2編構成となっています。第Ⅰ編では、中山湖村における風景づくりの考え方として、風景の特性、風景づくりの方針、風景づくりの推進方策を示しています。第Ⅱ編では、良好な風景づくりに向けた行為の制限など、景観法を活かした諸施策を示しています。

今後は、「中山湖村景観計画」に基づき、住民、事業者、行政等の協働による風景づくりを推進し、「中山湖を中心に、豊かな自然に抱かれる富士北麓高原リゾートビレッジ」の実現を目指します。

■ 第Ⅰ編 山中湖村における風景づくりの考え方

序 章 山中湖村における風景づくりの意義と必要性

1. 今、なぜ山中湖村の「風景づくり」のあり方を検討するのか

● 「風景」が意味すること。

- ・「風景」は単にモノが物理的に映し出す像を意味するのではなく、人の文化や歴史が反映されて成り立ちます。
- ・その場の自然およびそこで長く営まれてきた人々の生活や活動の積み重なり、人々が自然へ働きかけた結果が映し出されたものといえます。
- ・まさに「風景」は地域の独自性を映し出しているといえます。
- ・また、「風景」は、山中湖や湖を取り囲む丘陵、富士山などへの眺めのような、大きな「風景」のみならず、建築物の外壁や個人の敷地の庭なども「風景」に含みます。湖畔周遊道路沿道の店舗や個人の住宅の外観、庭などの私的な空間も、公共の空間から望めるものは「風景」を構成するものと捉えます。

● 地域間競争の高まりの中、いかに魅力ある山中湖村を形成するかが、地域振興上重要な課題です。

- ・山中湖村の産業別就業者数を見ると、第3次産業の就業者数が全体の約8割となっており、そのうち、「卸売・小売業・飲食店」「サービス業」への従事者が大半を占めることなどから伺えるとおり、山中湖村の基幹産業は観光産業です。
- ・山中湖村は富士山の裾野にあって、なだらかな起伏の高原地帯で、山中湖を擁し、豊かな自然に恵まれ、早くから避暑地として賑ってきました。
- ・しかし、「平成20年山梨県観光客動態調査結果」によれば、山中湖村が位置する「富士北麓圏域」全体の平成20年の観光客数は約2,500万人（延べ人数）であり、同圏域内の「山中湖・忍野周辺」地域は約493万人（延べ人数）です。前年比では、「富士北麓圏域」全体において30万人（延べ人数）増加しているものの、「山中湖・忍野周辺」地域では、約17万人（延べ人数）減少したことが報告されています。
- ・近年、各所で観光振興による地域活性化の取組みがなされ、地域間競争が高まっている状況にあります。いかに魅力的なリゾート地（観光地）となり、人やモノの交流を取り込み地域の振興を図るかが重要な課題です。
- ・リゾート地（観光地）の魅力向上において、良好な風景づくりが欠かせません。

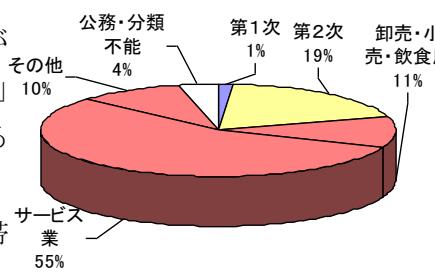


図 山中湖村産業別就業者数
資料：国勢調査（H17.10現在）

●これまでの蓄積を活かし、いかにリゾート地として「質」の向上を図るか、これからはソフト面での取組みに移行する段階にあります。

- ・山中湖村は、避暑地として、また、スポーツ合宿地のメッカとして多くの観光客を集めてきましたが、近年の観光目的・ニーズの変化、多様化等への対応が必要となっています。
- ・そのため、山中湖村においては、新たな観光資源の創出を目指し、行政主導により文化施設や温

泉施設の整備、高級リゾート地化を目指した道路・交通・下水道整備等に取組み、ハード面での整備がおおむね整いつつあります。

- ・今後はこれまでの「蓄積（ストック）」を活かし、「高級リゾート地」として、いかに「質」の向上を図るか、ソフト面での取組みに移行する段階にあります。

●多様な主体の個々の取組みをいかに結集するかが重要な課題です。

- ・すでに、村民個人、自治会、NPO 等の関係団体、事業者、行政により、よりよいリゾート地の形成を目指し、個々に取組みが行われています。
- ・しかし、山中湖村全体として目指すべき具体的な目標像が不在なことから、個々の取り組みの相乗効果が発揮されず、場合によっては不整合をもたらす状況も見受けられます。
- ・一方、山中湖村はほぼ全村が富士箱根伊豆国立公園に含まれ、自然公園法に基づき優れた自然風景地の保護が図られています。また、村の中央に位置する山中湖は河川区域として山梨県がその管理を所管するなど、複数の機関により各種施策が個別に展開されている状況にあります。
- ・多様な主体の個々の取組みを結集するために、皆が共有できる「風景づくり」のあり方が求められています。

●次世代にどのような山中湖村を託すべきか。

- ・観光地（リゾート地）の魅力、質の向上に、良好な風景づくりは直結します。さらに、「風景」は地域の人々の営みを映し出すものであることから、良好な風景づくりは、地域全体で検討し、その考え方を共有し、実践しなければ実現されません。
- ・まさに、風景づくりは地域づくりの一環であるといえます。
- ・山中湖村の地域づくりを考えることは、「次世代にどのような山中湖村を託すべきか」を考えることであり、次世代に託すべき山中湖村の姿を明確にするために、山中湖村における「風景づくり」のあり方の検討が今必要とされています。

2. 山中湖村における「景観計画」策定の必要性

- ・平成 17 年に景観法が全面施行となりました。景観法は我が国で初めての景観についての総合的な法律であり、自治体等が行う景観行政の担保性を強化するものです。
- ・景観法には、「景観計画の策定」が位置づけられています。景観計画は、自治体が地域の特性に基づき、景観形成の方針を示すとともに、景観法で定める各種方策を必要に応じて取捨選択し、その運用方法を定めるものです。まさに、地域の風景づくりの羅針盤となる重要な計画です。
- ・山中湖村「景観住民懇談会」において、参加者（村民）から、山中湖村の風景のあり方を示す「ビジョン」が必要であるとの意見が出されました。
- ・そこで、先に示した背景から、山中湖村における良好な「風景づくり」の実現化に向け、村民、事業者、関連団体、村の協働により、地域社会の合意形成のもと、長期的・総合的視野に立った施策を推進するために、上記景観法の理念を踏まえつつ、法に規定された各種の制度を活用した、山中湖村にふさわしい景観計画を策定します。

1. 山中湖村景観計画の目的

「山中湖村景観計画」は、山中湖村の良好な風景づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針および行為の制限、実現のための方策を明らかにし、村民、事業者等、山中湖村の協働による取り組みを推進することを目的とします。

2. 山中湖村景観計画の位置づけ

景観計画は、平成16年に施行された景観法に基づき、景観行政団体が景観法の手続きに従い定めるものです。また、「山中湖村景観計画」は単に景観形成基準を定めるだけでなく、山中湖村において良好な風景づくりを推進するためのマスタープランとしての性格も有します。

しかし、景観計画のみで良好な風景づくりを推進することはできません。自然公園法、都市計画法、建築基準法など関連する法律や、山中湖村住環境保全指導要綱等の村独自の取り組みと併せて施策を推進し、良好な風景づくりを推進します。

また、山中湖村第4次長期総合計画、山中湖村都市計画マスタープラン等、山中湖村の行政計画に整合するものです。

本計画の行政計画上の位置づけは、以下の通りです。

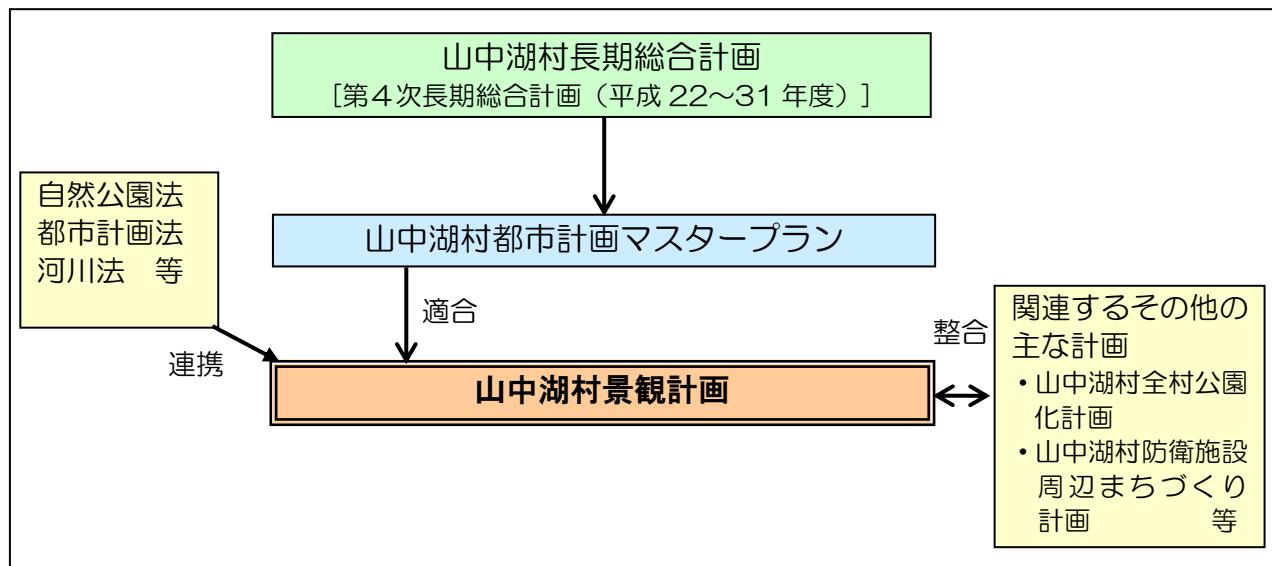


図 山中湖村景観計画の位置づけ

第2章 山中湖村の風景の特性

1. 山中湖村の風景構造

(1) 地形

山中湖を中心に、その周囲は湖に向かって緩やかに傾斜する斜面地が展開し、斜面上部を大出山～山伏峠～三国峠～籠坂峠へと到る山稜が取り囲みます。また、山中湖西側には富士山の火山山麓が広がり、山中湖村は周囲を山々に囲まれた盆地の底のような地形となっています。

中山湖村は、富士山北麓に分布する富士五湖の内、最大面積の中山湖を中心とする地域です。

山中湖周辺は、概ね湖に向かう傾斜角 15 度未満の山地斜面であり、旭日丘地区では行政界となっている丘陵の稜線周辺で 15 度から 30 度の傾斜角となっています。一方、対岸側の長池地区は、比較的湖岸周辺から 15 度から 30 度の傾斜角の斜面が立ち上がっています。

平野地区は平坦な扇状地が広がり、山中湖の西側には、富士山の噴火によって形成された火山山麓地が広がっています。

山中湖湖岸では、山中地区の一の橋付近に扇状地、平野地区で三角州が形成され、長池地区においては谷底平野が見られます。さらに注目すべき地形として平野みさきに砂嘴が形成されています。

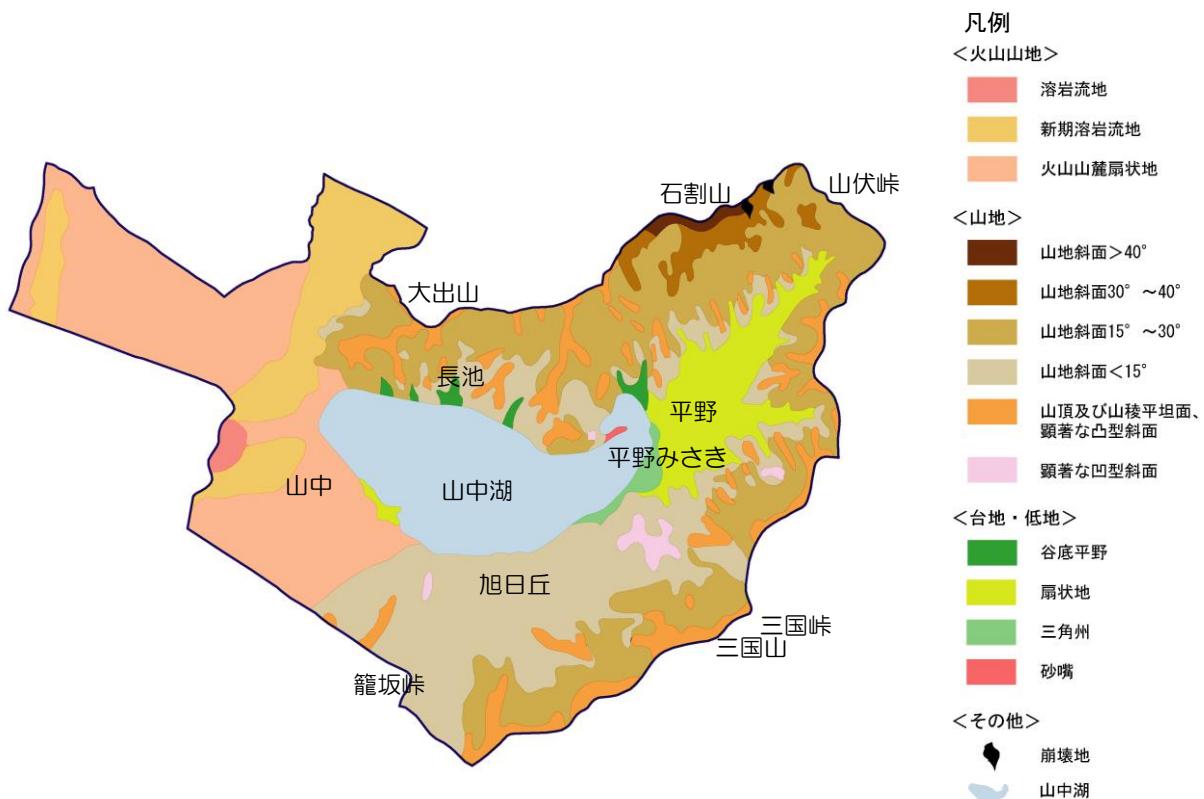


図 地形分類

資料) 「5万分の1 土地分類基本
調査」(山梨県、S56)

(2) 植生

湖岸周辺、丘陵地にはカラマツ、アカマツの植林が優先し、山稜付近にはミズナラ林、ブナ林の他、ススキ群落などの草地が展開します。

沖新畑には国の天然記念物であるハリモミ純林や長池天神社のブナの自然林など、注目すべき植物群落が村内に点在します。また、集落内に巨樹・巨木が多く存在します。

山中湖村は山中湖面の標高 981m から石割山東、日向峰の 1,446m まで、冷涼な多雨地帯に位置し、植生は山地帯（ブナ帯）にあたります。

山中地区はカラマツやアカマツの植林地のほか、ミズナラ、コナラが優先する樹林が広がります。沖新畑には国の天然記念物のハリモミ純林が分布します。

平野地区では、テニスコートが多くを占め、その周辺にカラマツの植林地が展開します。平野みさきの砂嘴周辺の湖畔にはヨシ群落、みさき西側の長池天神社にはブナの自然林が存在します。

長池地区では、集落の背後に大平山の裾野がせまり、斜面はミズナラ林中にカラマツ、アカマツの植林が混在します。

山中湖を取り巻く周辺の山麓や尾根沿いの地域のほとんどが、ミズナラが優先する樹林ですが、三国山から大洞山の尾根沿い等、一部にブナの自然林が存在します。また、明神山周辺、高指山付近にはススキ群落等の草地が展開します。

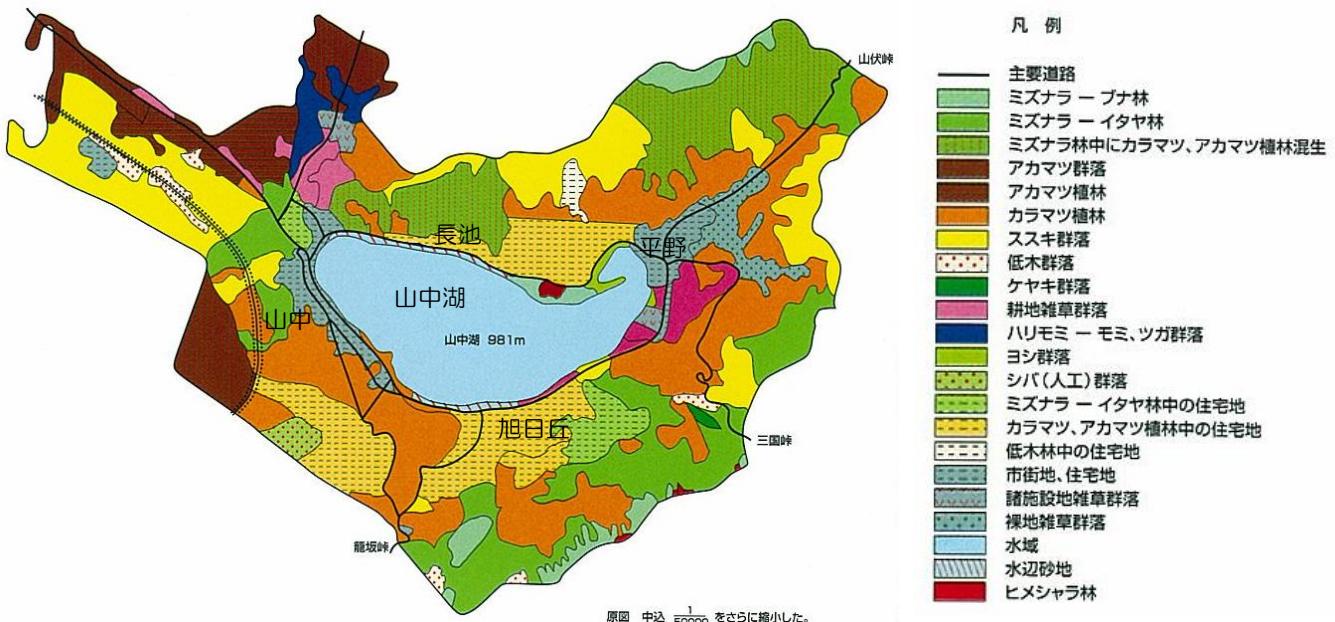


図 山中湖村現存植生

出典)「山中湖村の自然誌」(山中湖村、H18)

(3) 土地利用現況

山中湖畔に集落、商業施設が集中し、山麓、丘陵には別荘地が樹林の中に展開します。

山中湖湖岸周辺に、集落が展開し、湖畔周遊道路沿道に商業店舗、保養施設が立地します。湖岸を囲む斜面地には樹林の中に別荘地が開発されています。また、平野地区では、扇状地の多くをテニスコートとして利用しています。

桂川沿いの新畑では、山中湖村では限られる、農地が面的に広がる土地利用がなされています。また、富士山麓には自衛隊の演習地が存在し、広大な草地が展開します。



図 山中湖村航空写真

出典)「山中湖村の自然誌」(山中湖村、H18)

山中湖村は大正期から、リゾート地としての開発がなされ、戦前は著名人等が多く集まる別荘地でした。以下に、山中湖村における開発史の概要を示します。

- | | |
|---------|---|
| 近世～ 明治期 | <ul style="list-style-type: none">・運輸機能が強化され、駿河方面との経済圏を形成していました。・生業は湖を利用したわずかな漁業、富士裾野の入会地での林業でした。・近世後期には養蚕、さらに近代に入ると馬鈴薯やトウモロコシの栽培が行われていましたが、痩せた土壤であったため生産性は低い状態でした。 |
| 大正～昭和初期 | <ul style="list-style-type: none">・村外からの大型資本により滞在型のリゾート地として開発され、著名人等が多く集まる別荘地となりました。・また、学生用諸施設の誘致も行われました。 |
| 終戦～昭和後期 | <ul style="list-style-type: none">・戦後まもなくは米軍の進駐により短期的に活況を呈しました。・米軍撤退後に経済的依存源がなくなると、地域住民が主体となって民宿や貸寮などが運営され始めました。 |
| 平成期 ～ | <ul style="list-style-type: none">・観光資源である富士山と山中湖により、多くの観光客やスポーツ合宿客等を集めることとなります。・その後、他のリゾート地域との競争の激化やバブル崩壊による観光客減少への対応として、新たな観光資源の創出を目指し、行政主導により文化施設の整備や温泉の掘削などを行うとともに、高級リゾート地化を目指した道路・交通・下水道・湖の浚渫（水質浄化）等の基盤整備を進めています。 |

(4) 風景構造

三方（北、東、南）を緑豊かな山並みに囲まれ、盆地の底部に山中湖が位置する、浅いすり鉢状の地形が展開します。中心の山中湖に視線が集まり、西側には広がりのある農の風景、富士山麓の草地の風景、そして雄大にそびえる富士山への眺めを得ることができます。

山中湖村は、山中湖を中心として、大洞山、三国山、石割山、大平山等の山体斜面地により三方（北、東、南）を囲まれ、盆地の底部に山中湖が位置するような、浅いすり鉢状の地形となっています。そのため、山中湖村の各所から山中湖に視線が集中します。

また、山中湖村西側に富士山がそびえ、村内各所から富士山への雄大な眺めを得ることができます。山中湖と富士山への眺めは、村の風景において欠くことのできない重要な要素となっています。

一方、山中湖への眺めの背景には、上記の山々の山体斜面地が背景となり、水と緑のうるおいのある風景が展開します。これら斜面地の緑も、山中湖村の風景を構成する重要な要素です。

このような大きな風景構造において、湖畔周辺の緩やかな傾斜地に市街地が展開し、山麓部に別荘、リゾートマンション等、リゾート地の風景が展開します。さらに、山中地区、平野地区、旭日丘地区で湖畔周遊道路等幹線道路沿道に商業店舗が立地し、賑わい拠点の風景が展開します。

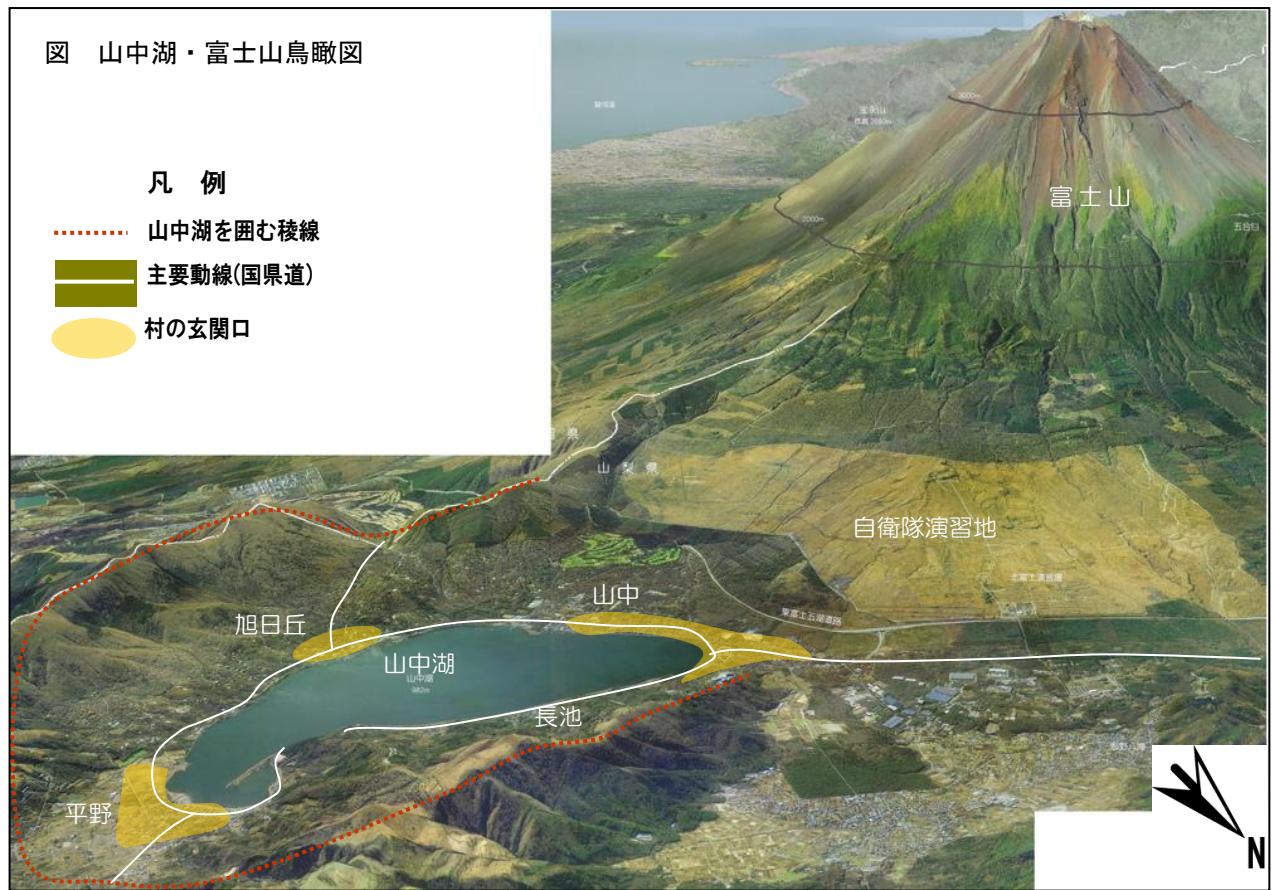
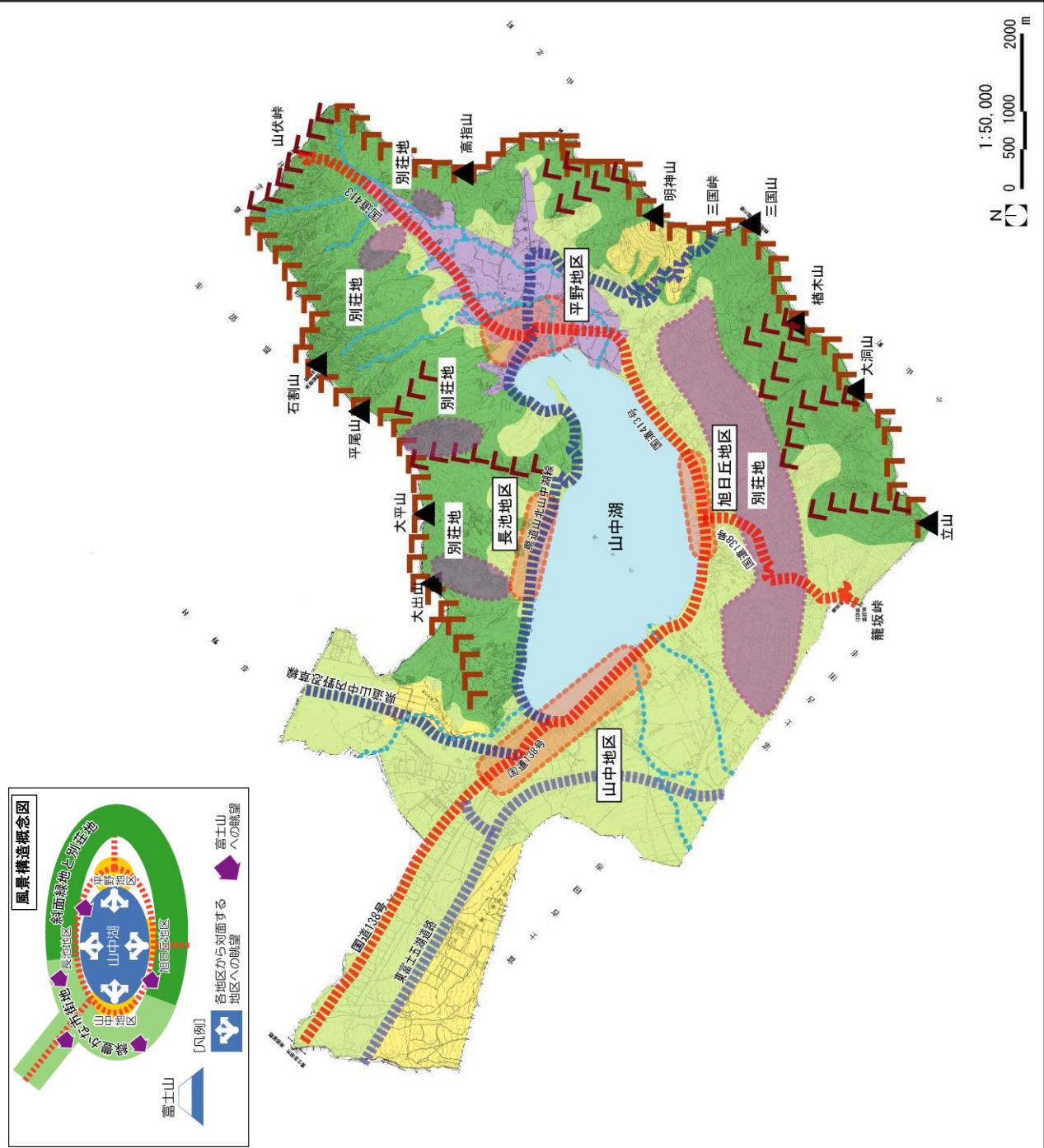
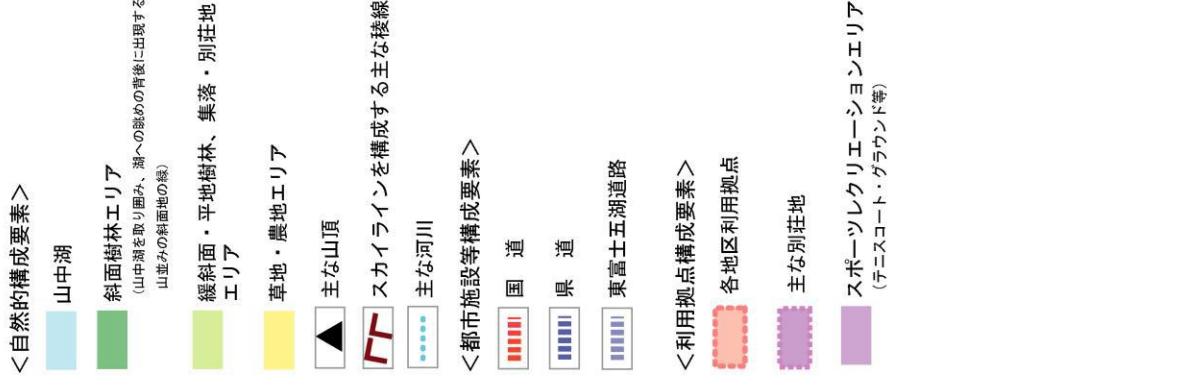


図 山中湖村の風景構造



2. 山中湖村の風景の特性

①山中湖と富士山を中心とした自然の風景が村にとって必要不可欠な資源となっています。

山中湖村の西側の間近に日本を代表する「富士山」を配すとともに、村の中心部の山中湖と三方を取り囲む山によって区切られた地形的特質により、風景の中心には常に山中湖や富士山があり、それらは村の風景を形成する上で必要不可欠な存在となっています。

また、村の中心的産業である観光を支える年間約500万人近い観光・リゾート客の多くは、富士山や山中湖を中心とする恵まれた自然環境を求めて来訪しており、それらは視覚的な資源のみならず、将来に渡って村の生活を支える上でなくてはならない資源であると言えます。



山中湖村にとって必要不可欠な資源となっている
山中湖と富士山の風景（山中湖親水公園より）



富士山への風景を生かした施設整備（花の都公園）

さらに、村のほぼ全域が国立公園に指定され、ハリモミ純林やブナの自然林など貴重な自然資源を有するとともに、カラマツの植林地内に形成された別荘地区や、富士吉田方面から村へのアプローチとなる国道138号沿いのアカマツ植林など、自然公園法の規制のもと自然と融合したまちづくりが行なわれてきています。良好な自然環境と暮らしが融合した風景が形成され、これらの環境が高級リゾート地としての貴重な資源ともなっています。

このような樹林地には、ブナ、ミズナラなどの巨木も多く、樹洞を利用する哺乳類、鳥類の生息環境となっています。一方、近年、丹沢山地などから餌の少ない時期に移動してきたツキノワグマの目撃情報が増えるなど、山中湖村は動物の広域的な行動圏における移動・交流路として重要な立地にあることが伺えます。また、梨ヶ原草原は蝶類の採集地として愛好家の間では良く知られ、ギンイチモンジセセリ、ヒメシロチョウなど多種の蝶類が生息します。哺乳類ではカヤネズミ、鳥類ではノビタキなどが草原を特徴づける動物です。湖では、冬季に訪れるコハクチョウをはじめ、多くの水鳥を望むことができます。



カラマツの植林地に囲まれた明るい別荘地区（月見ヶ丘別荘地内）



ミズナラ・シデ類の二次林を通る湖の外周道路（県道山北山中湖線[通称・マリモ通り]）



緑豊かな地区内道路（馬車道通り）



カラマツ植林地に囲まれた公共施設（文学の森）

②湖を取り囲むなだらかな山々は、山中湖や富士山への良好な眺望地となる一方で、対面する地区の湖岸や道路などから見る風景の背景を形成しています。

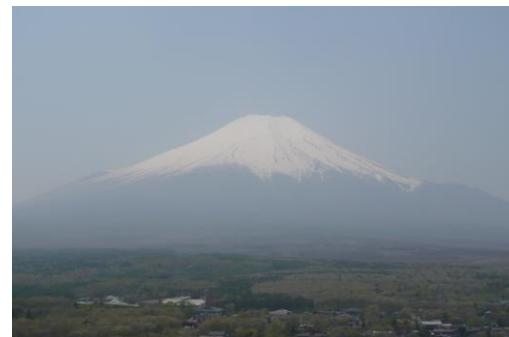
山中湖の三方を取り囲む大洞山、三国山、石割山、大平山等の山々は、パノラマ台をはじめ、山中湖や富士山への良好なビューポイントを形成する一方、湖を挟んで対面する地区の湖岸や道路などから山中湖への風景を形成するなど重要な風景資源となっています。

また、これら背景となる斜面地は、カラマツやアカマツの植林を中心に、ミズナラやブナの自然林やススキ草地などが展開しており様々な風景を形成しています。

これらの山々は村内からの眺望を形成する稜線まで全て国立公園内であるため、比較的良好な風景が保たれているものの、国立公園の普通地域など一部の地区では、自然の風景から浮き出た色彩の建築物等も見られます。



眺望地となっているパノラマ台からの風景



ホテルマウント富士付近の道路からの風景



毎年5月に火入れが行なわれ草原が維持されている湖の背景となる斜面地（明神山）



ブナの自然林とカラマツ・アカマツ植林が湖の背景となる斜面（長池天神社付近）



山中地区の湖岸から山中湖への風景の背景を形成する山並み



湖への主要なアクセス道路である国道 413 号からの風景（平野地区）

③湖への主要なアクセスルートの沿道・湖岸景観が観光利用拠点の賑わいを支えています。

山中湖村への主要なアクセスルートである国道 138 号及び国道 413 号が、湖畔周遊道路と直交する山中地区、旭日丘地区、平野地区の 3 箇所において、観光利用拠点を形成しています。

物販飲食店、宿泊施設などが建ち並ぶ沿道や山中湖を利用する各種のレクリエーション施設により、にぎわいの風景が展開しています。

しかし、その一方で、建物や屋外広告物さらには湖岸の施設などには、山中湖や富士山をはじめとする自然の風景から浮き出た、色彩や形態のものが存在するなど、村の重要な資源である湖の良好な風景を雑然としたものにしているものも見られます。



富士吉田方面からの玄関口である明神前交差点付近の利用拠点（左：沿道景観、右：湖岸景観）



御殿場方面からの玄関口である旭日丘交差点付近の利用拠点（左：沿道景観、右：湖岸景観）





道志方面からの玄関口である平野交差点付近の利用拠点（左：沿道景観、右：湖岸景観）

④歴史的建造物や祭事などの文化的な風景が生活空間の中に息づいています。

山中湖村には、歴史的な建造物や伝統的な祭事が残る神社仏閣が、平野地区、山中地区などの市街地に点在しており、現在も村の生活の風景の一部として息づいています。

本村にはリゾート地開発の端緒において、徳富蘇峰はじめ多くの著名人が別荘を所有し、名士村の観も呈した歴史を持ち、それらの歴史・文化的資源を生かした文化施設等の整備が行われています。



村に古くから伝わる小正月の行事である「ドンド焼」で使われる御神木（平野地区など）

写真：山中湖村ホームページ



村の無形文化財にも指定されている山中諏訪神社の「山中明神安産祭り」（山中地区）

写真：山中湖観光協会ホームページ

⑤山中湖や富士山などの自然を生かしたさまざまな風景づくりの取組みが行なわれています。

山中湖村では村民総参加により、村の貴重な財産である自然资源と環境を守る活動として、「山中湖観光地を美しくする会」を中心とした「山中湖・村内一斉清掃」や、「花を育てる会」による湖畔4地域における四季の花壇作りなどの美化活動が行われるなど、自然を生かしたさまざまな風景づくりに取組んでいます。

また、山中湖村も富士山への眺望を生かした「花の都公園」や、山中湖の優れた自然環境を取り入れた「交流プラザきらら」など、村の持つ良好な自然環境を生かした施設整備を行なっています。



村民総参加による村内一斉清掃の様子（各地区湖岸周辺）

写真：山梨県ホームページ



山中湖や富士山への眺望を生かした湖岸のボードウォーク（交流プラザきらら）

写真：山中湖村ホームページ

3. 山中湖村における風景の特性を規定する関連法規制

前項で示したような山中湖村の風景の特性を形成する1つの要因として、山中湖村にかかる各種の法規制をあげることができます。

山中湖村は自衛隊演習地の一部を除きほぼ全域が国立公園に指定されています。優れた自然の風景地を保護するために、自然公園法により建築物等の形態、色彩、高さ、配置などに厳しい規制がかけられており、村の風景を形づくる主な要因となっています。

このため、山梨県屋外広告物条例や山中湖村住環境保全指導要綱など景観に関連する他の規制についても、自然公園法の保護管理計画の地種区分（下記の図・表参照）を基にして対象区域が設定されています。また、このほかにも山中湖をはじめとする河川区域は河川法関連法規により、河川の占有物の設置などに対する規制を設けています。

自然公園法(地種区分)と各規制の対象区域

規定事項 自然公園 計画(規制区分)	自然公園法	都市計 画法	建築 基準法	河川 法	山梨県屋外 広告物条例	山中湖村 住環境保全 指導要綱
山中湖村 全域	I. 国立公園 特別保護地区、 第一種特別地域	◆富士山地域 管理計画 【富士山北麓 管理計画区】	◆白地地域 (用途地域 指定無)	◆建蔽率・容積率 ・壁面距離等 ●建築物 1)外部意匠 2)付帯施設 3)修景緑化方法 ●広告物	◆河川 区域	◆第二種 禁止 地域
	II. 国立公園 第二種特別地域、 第三種特別地域				◆第一種 許可地域	◆D 地区
	III. 国立公園 普通地域					◆A 地区 (1部 C 地区)
	IV. 国立公園区域外				◆第二種 許可地域	◆B 地区

図 各規制が対象とする区域

	自然公園 計画
	特別 保護地区
	第一種 特別地域
	第二種 特別地域
	第三種 特別地域
	普通地域
	区域外

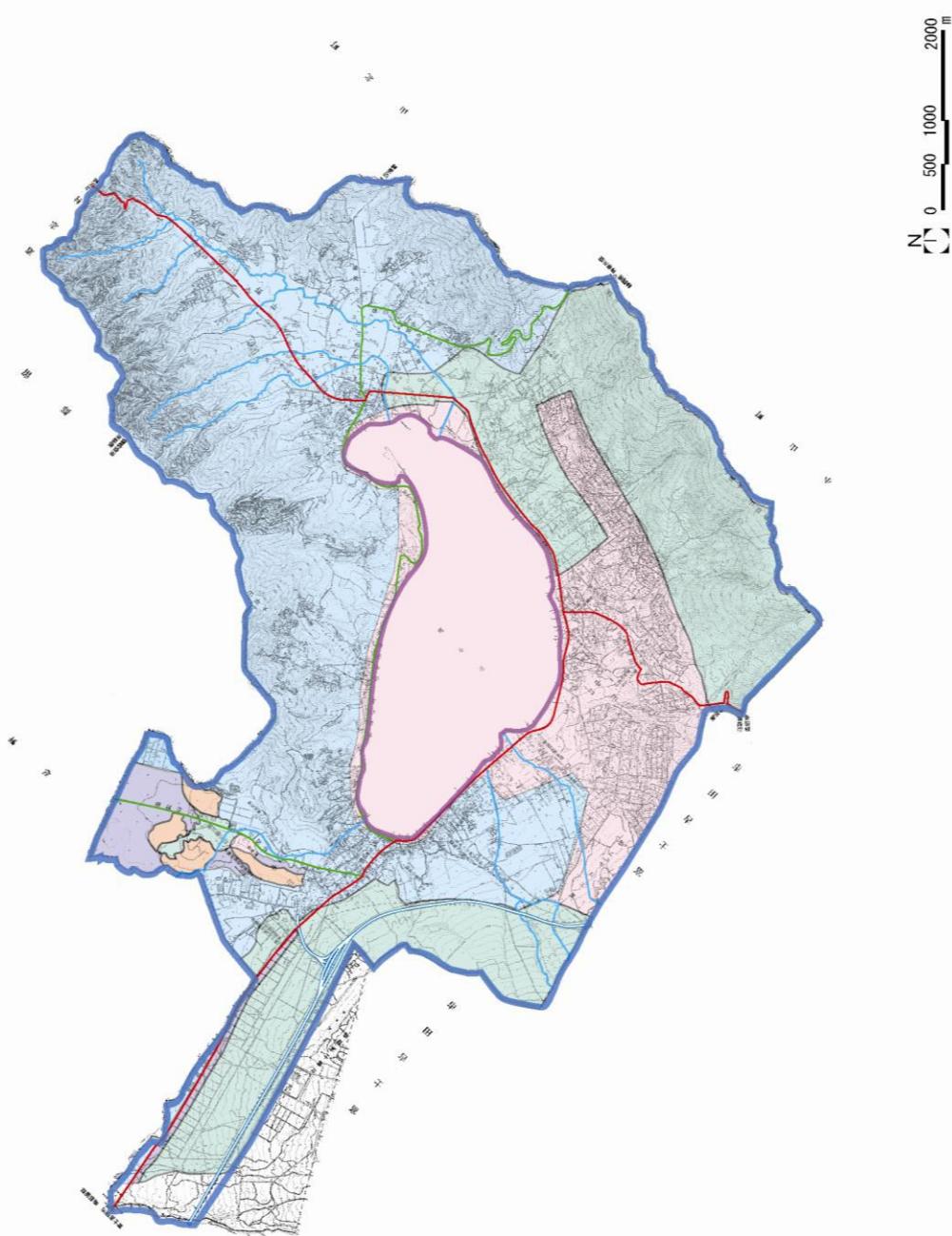
※上記以外に自然公園計画の「普通地域」の区域に
「山梨県富士箱根伊豆国立公園普通地帯内建築物
設置指針」の区域が指定されている

都市計画区域

河川区域（河川法）
湖面及び一部陸域も含む区域

■参考表示

国道
県道
河川



第3章 山中湖村の風景づくりの方針

1. 山中湖村の風景づくりの将来目標像

山中湖村の風景の特性、「山中湖村景観住民懇談会」での村民の方々からの意見をふまえ、山中湖村の風景づくりの将来目標像を以下のように定めます。

山中湖を中心に、豊かな自然に抱かれる富士北麓高原リゾートビレッジ～持続可能な風景づくりが展開する高原リゾートビレッジ・山中湖村～

- ・山中湖の自然環境と調和する湖岸レクリエーション施設、豊かな緑の中に滞在保養地、文化施設、そして住環境が共存する、高原リゾート地の実現を目指します。
- ・レクリエーション地は、丘陵に囲まれる湖の水辺風景と一緒にとなり、にぎわいを演出するとともに、山中湖村の魅力を発信します。
- ・滞在保養地は、木々に囲まれ、落ち着きのある癒しの風景を展開します。

《来訪者にとって》

○長期滞在者

- ・豊かな自然の中で憩い、スポーツを楽しみ、また山中湖・富士山への眺めを楽しみ、風景と調和した文化施設を利用し、山中湖村の多様な魅力に深くふれることができます。

○回遊利用者

- ・湖に親しみ、周遊道路沿道で食事を楽しみ、文化施設を利用し、また、緑豊かで、林間から山中湖、富士山を望むことができる周遊道路をドライブし、リゾートビレッジ山中湖村の風景に惹かれ、次の来訪を望みます。

《山中湖村住民にとって》

- ・私有地であっても、山中湖村の景観の一部を担っているという認識の下、良好な景観づくりに努める村となります。
- ・各地区の歴史文化を背景に、地区独自の風景が展開し、いつまでも住み続けたいと感じる景観となります。

① 雄大な富士山への眺めが得られ、富士山と一緒になる
山中湖村

② 山中湖から湖岸、村を抱く山のみどりまで、豊かな
自然が連続する山中湖村

③ 自然に溶け込み、賑わいと静けさが共存する
高原リゾートビレッジ・山中湖村

④ 独自の歴史、文化を継承し、特色ある風景が展開する
地区の集合体としての山中湖村

⑤ 多様な主体が協働で風景づくりを展開する山中湖村

2. 山中湖村の風景づくりの方針

【将来目標像】

①雄大な富士山への眺めが得られ、富士山と一体となる山中湖村

【現状と課題】

●山中湖、富士山への眺望

山中湖村内各所から雄大な富士山への眺めが得られます。近景に山中湖、中・遠景に対岸のにぎわいや森林、遠景にそびえる富士山の構図は山中湖村ならではの風景となっています。

さらに、湖面に映る「逆さ富士」を観ることができることも、山中湖村の特徴の1つです。

山中湖村の風景を代表する雄大な富士山への眺めを今後とも守り、後世に伝えることは、山中湖村における、良好な風景づくりにおいて大変重要です。

【風景づくりの方針】

■湖岸および稜線付近等、山中湖や富士山への眺めに関して重要な視点場を保全、活用します

- ・高指山、三国山、石割山、パノラマ台など、富士山への良好な眺めが得られる視点場の保全を図ります。また、視点場周辺における樹木等の適正な管理により、重要な視点場からの眺めを保全します。
- ・山中湖や富士山と一体となる山中湖村の風景を俯瞰し、現状の風景の確認、今後の風景づくりのあり方を想う場として、これらの視点場の活用を図ります。
- ・山中湖村の風景の魅力である、富士山、山中湖への様々な眺めを観光客が楽しめるよう、山中湖を囲む山々の稜線上の視点場をつなぐルートの設定および周辺の自然環境と調和するルートの風景づくりを図ります。

■眺めの中・近景にあたる地区での景観への配慮を促進します

- ・雄大な富士山への眺め（仰瞰）の中・近景には、主に湖岸、湖畔周遊道路沿道の商業店舗の街並みが位置します。これら中・近景にあたる地区において湖岸利用、建築物の建築等を行う際は、遠景の富士山や裾野の森林風景との調和に配慮します。
- ・パノラマ台等、稜線付近からの山中湖、富士山への眺め（俯瞰）においては、眼下に展開する中・近景において、樹林地内で人工物が目立たないよう、当該地区の人工物の色彩や形態、敷地内の緑化に配慮します。



近景の道路の電線・電柱の地中化による
富士山への眺望を保全した事例（新畠）

■富士山、山中湖への眺めを意識した各種施設整備、空間づくり（視点場形成、眺めに配慮した植栽等）を推進します

- ・建築物の建築やオープンスペースの整備の際は、富士山や山中湖への眺めが得られるよう、形態、配置、植栽の位置を工夫し、村内各所で富士山への良好な眺めの創出を図ります。
- ・静岡県御殿場（須走）方面から籠坂峠を越え山中地区に至る国道138号によるルートは、かつての鎌倉往還であり、籠坂峠は山中湖村の玄関的な位置づけでした。籠坂峠付近からの山中湖村、山中湖への眺めを演出するなど、歴史・文化的な背景を踏まえた、眺め、視点場の創出を図ります。



ステージ背後に、富士山への眺めを取り込んだ文化施設整備事例
(シアターひびき)

《風景づくりの方針に関わる、景観住民懇談会での主な意見》

- 美しい富士山、自然の中の富士山（人工物が目立たない）への眺めの保全。
- 山中湖と富士山の連帶性のある風景の保全。
- 高指山、三国山（パノラマ台周辺）、石割山からの富士山への眺めの保全。
- ダイヤモンド富士が見える風景の保全。
- 別荘地区からの湖、富士山への眺めの良さの保全。
- 湖と富士山の風景を世界遺産に。

【将来目標像】

②山中湖から湖岸、村を抱く山のみどりまで、豊かな自然が連續する山中湖村

【現状と課題】

●ほぼ全村が国立公園

山中湖村は、ほぼ全村が富士箱根伊豆国立公園の指定を受けており、自然に育まれ発展してきました。村内には、山中湖をはじめとして豊かな自然環境が展開します。

●山中湖の自然環境（湖水）

かつて、山中湖には陸域から生活排水等が流入していましたが、現在は公共下水道が整備され、水質の悪化が抑制されています。

しかし、湖岸の利用状況によっては、湖に水質汚濁物質が流入することも想定されるなど、水質を悪化させる要因がすべて除去されたわけではありません。山中湖の湖水環境を保全するため、引き続き山中湖の水質向上に向けた取り組みの推進が必要です。

●湖岸の自然環境

沿岸部は自然湖岸区間、サイクリングロード等の施設整備がなされている区間、ポート乗り場等の桟橋が設置されている区間等、様々な環境・土地利用となっています。現在自然湖岸部分は貴重な存在であり、今後ともその保全を図り、湖から斜面地の緑への自然環境の連続性の確保を図ることが重要です。

●山中湖村を取り囲むみどり

山中湖村は緑豊かな山地、丘陵に囲まれます。湖岸から対岸への眺めにおいて、斜面地の緑は背景となることから、その緑の保全が重要です。

同時期に多く植林されたカラマツが更新期を迎えていたことから、風景に配慮した森林管理を推進することが重要です。

また、斜面地の開発においては、対岸方向からの眺めにおいて、建築物等が目立たないよう、十分な緑化が望されます。

【風景づくりの方針】

■湖水環境を保全します

- ・山中湖村にとって山中湖は象徴的な存在であり、良好な湖水環境の維持が大変重要です。陸域からの水質汚濁物質の流入を防止するなど、水質の保全を図ります。

■湖岸の交通計画など、総合的な検討をふまえ、自然の湖岸を再生・形成します

- ・湖岸の交通のあり方を総合的に検討し、湖岸への自動車の乗り入れ可能範囲の設定や駐車場の移設等により、湖岸の自然環境の再生、風景づくりの推進を図ります。

■斜面地のみどりの風景を保全します

- ・湖への眺めにおいて背景となる斜面地の樹林に関して、自然公園法に基づきその保全を図ります。
- ・湖への眺めにおいて斜面地の縁のうち、特に稜線部の縁の保全を図り、スカイラインの保全を図ります。
- ・一方、新たな植樹や既存樹林の適正な管理の実施により、良好な森林環境の形成を図ります。
- ・また、希少な植物に関して、その存在場所等の情報管理に留意しつつ、保護し、山中湖村ならではの自然風景の保全を図ります。

■開発地において緑化を充実します（林間の敷地内緑化、施設緑化）

- ・別荘等、斜面地の開発地においては、対岸からの眺めにおいて、樹林から建築物等が大きく露出しないよう、十分な緑化を図ります。
- ・緑化を行う際は、山中湖村の自生の樹木を採用するなど、樹種に配慮するとともに、維持管理に努めます。

《風景づくりの方針に関わる、景観住民懇談会での主な意見》

■湖水環境の保全

- 山中湖の水質改善。
- 浚渫が必要。

■自然の湖岸の再生、形成

- 自然のままの湖岸（浜）の景観の保全。
- 十郎淵の浜（二の橋の浜）の保全。
- 浜の山林の保全。
- 親水公園の護岸周辺にヨシを植樹する。
- 緑地帯の拡張。
- 湖畔を全面禁煙とする。
- 常に清掃を行い、草刈もまめに行う。
- 砂浜に車の乗り入れをさせない。
- 自然回復。

■斜面地のみどりの保全

- 神社有地の自然。
- 演習場の草原の保全。
- 登山道の整備が必要（登山道が荒れている）。

■開発地における緑化の充実

- 大平山の山肌に別荘が見えることの改善。
- 大平山の山頂のブルドーザーによる荒廃の改善。

【将来目標像】

③自然に溶け込み、賑わいと静けさが共存する高原リゾートビレッジ・山中湖村

【現状と課題】

●静かで穏やかなリゾート空間

現在、東京大学演習林付近や平野地区の砂洲周辺などにおいて、湖から湖岸、樹林地、丘陵の縁へと自然環境が連続する場が見られます。また、緩やかな傾斜の丘陵地は、緑に覆われる別荘地が展開し、林内およびその周辺は静かで穏やかなリゾート地の風景が展開します。

湖畔周遊道路沿道において、湖と陸域の樹林を結ぶ緑の創出を図るなど、豊かな自然環境の中でゆったりとくつろぐことが可能な、質の高い高原リゾート都市の形成が重要です。

●湖岸の賑わい空間

一方、湖畔周遊道路沿道において、リゾート地として、賑わいを添える商業地や湖岸へのアクセスを確保する駐車場など、人工的な利用がなされている区間が存在します。

湖岸における、長く使われていないボートの集積、桟橋、倉庫、湖畔周遊道路沿道における屋外広告物の氾濫、周辺から浮立つ色彩の工作物等、人工的な利用がなされている場において風景を阻害する要因が存在していることから、既存の法令遵守はもとより、より良好な風景づくりを目指すため、全村あげてそれら阻害要因への対処が必要です。

また、リゾート地として双方欠かせない要素であることから、無秩序に混在しないよう、土地利用を区分し、それぞれに適した風景づくりの推進が重要です。

【風景づくりの方針】

■湖、湖岸、周囲の縁へと自然が連続する落ち着いた風景を形成します

- ・湖岸の樹林を保全し、湖、湖岸、陸域へと連続する自然風景の保全を図ります。
- ・村民導で行われている湖岸への植栽の取組み等を促進し、湖から陸域へと連続する緑（山中湖村の自生種等）を創出し、落ち着いた風景、空間の形成を図ります。

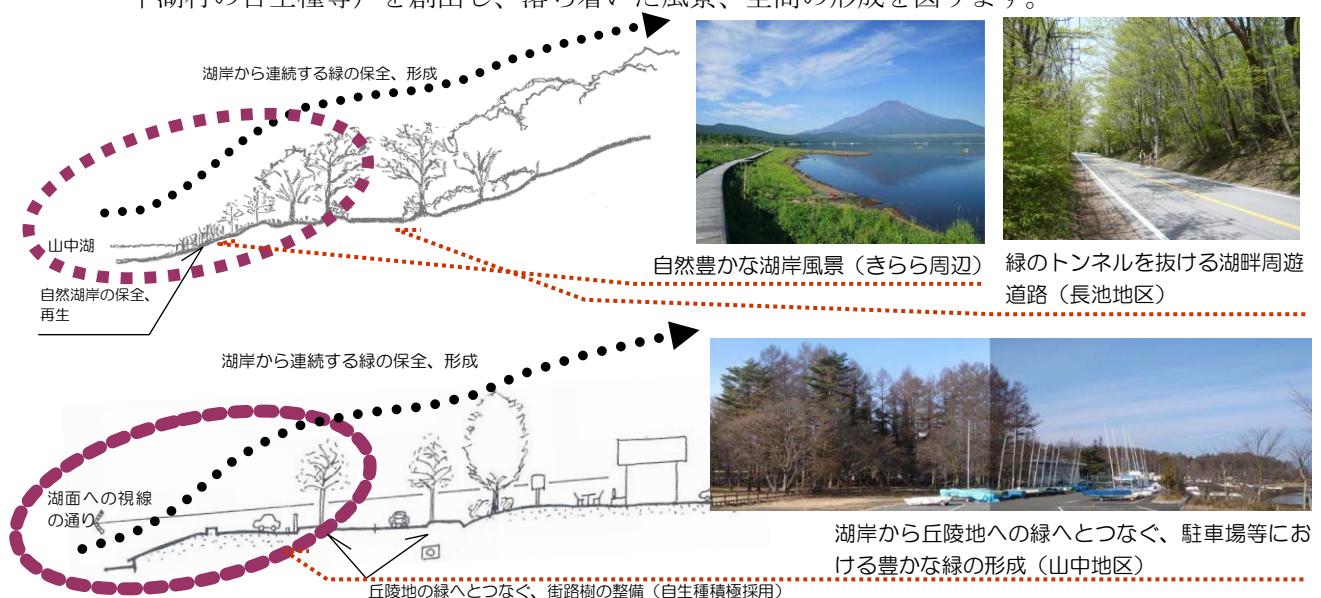


図 湖から丘陵へと続くみどりの形成イメージ

■湖岸において、賑わいの中にも秩序ある風景を形成します

- 既存法令を遵守し、湖岸における良好な風景づくりを推進します。
- 所管機関の主導に基づき、村民・事業者の協働により、湖岸の不要物、廃棄物等の集積防止を図ります。
- 湖面利用施設等人工物に関しては、その形態、色彩、素材について、湖岸周辺からの山中湖への眺め、富士山への眺めに配慮し、整理、統一化等により、質の高い高原リゾートビレッジに相応しい風景の形成に寄与するものとします。
- 湖岸側に表出する、湖畔周遊道路のコンクリートの擁壁などの工作物（人工物）について、湖岸の自然の風景との調和を図ります。

〈賑わいの中にも秩序ある湖岸風景イメージ〉



対岸からの風景に出現しないよう配慮したレクリエーション施設（入江形式のヨットハーバー）（対岸側の緑化）事例（Brombachsee、ドイツ）



ボードウォークによる湖岸整備（人工物と湖との調和）事例（Vexjo 湖、スウェーデン）

■山中地区、旭日丘地区、平野地区における、高原リゾートビレッジに相応しい玄関口としての風景づくりを推進します

- 山中湖村の玄関口となる、山中地区、旭日丘地区、平野地区の各地点において、山中湖、富士山への視線誘導等、資源の見せ方に配慮した風景づくりを推進します。
- 各地区はそれぞれ異なる特徴を有し、観光客の来訪目的も異なることから、各地区的特性を活かしつつ、高原リゾート都市に相応しい、来訪者を迎える場としての風景づくりを推進します。

■湖畔周遊道路等、幹線道路沿道における、上質なリゾートビレッジの風景づくりを推進します

- 湖畔周遊道路、サイクリングロード、遊歩道、駐車場、樹林帯など、沿岸部の構成要素ごと、周辺と調和する沿道の風景づくりを推進します。
- 湖畔周遊道路沿道の飲食店の店舗、宿泊施設および屋外広告物等の形態、色彩、位置（配置）、高さ等に関して、各地区（区間）の特徴をふまえ、上質な風景づくりを図ります。
- 湖畔周遊道路から山中湖、富士山への眺めの創出、眺めへ配慮し各種整備を実施します。
- ガードレール等道路付属物は、色彩や形態など、リゾート地に相応しいものとし、富士山や山中湖への眺めに配慮したものとします。
- 特に賑わいのある区間においては、湖岸からの眺めにおける背景の緑と調和する色彩、形態

等の採用、施設から湖へ良好な眺めが得られるような工夫、道路境界部の植栽の充実化等、良好な風景づくりに資するよう配慮します。

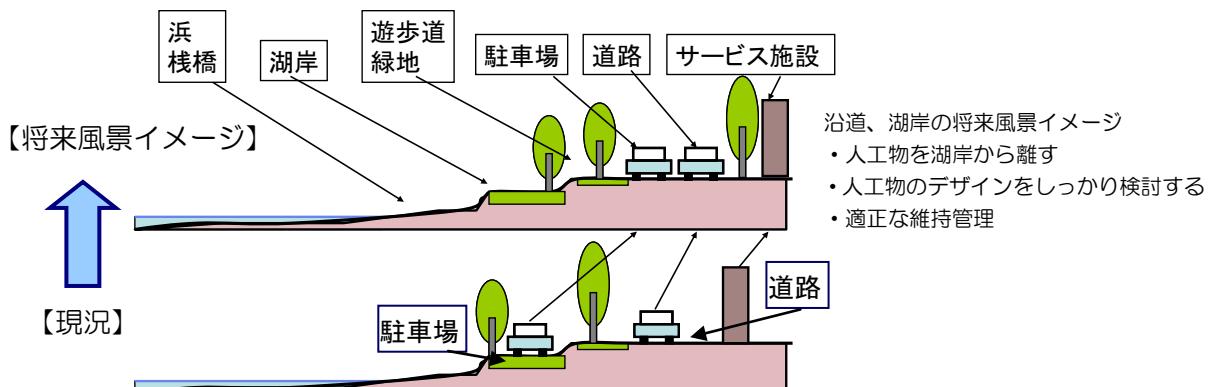
- ・一方、静かな自然環境においては、周辺の風景に溶け込むよう、建築物等の色彩、形態、高さについて配慮します。
- ・また、各区間の特性をふまえ照明整備を行うなど、リゾートビレッジに相応しい夜間の風景づくりを推進します。



沿道における建築物や屋外広告物の形態、色彩の風景配慮事例（北塩原村、福島県）



地域性に配慮した樹種による街路樹のある良好な沿道風景の形成事例（旭日丘地区）



《風景づくりの方針に関する、景観住民懇談会での主な意見》

■湖から陸域へ連続する自然環境の形成

- 湖周りの緑の保全、湖畔の緑と美観の保全。
- 湖岸からの眺めが変わった。昔は草原植生・茅場であった。（今は人工林）。
- 水辺の魅力を見られる視点場の確保。
- 駐車場から林の中を歩いて湖に到達する配置。

■湖岸における、賑わいの中にも秩序ある風景の形成

- 桟橋や売札所、工作物の集合化、魅力の向上、形態・色彩・数量を限定。
- 観光地として商業施設は必要であり、それら施設の整理・整頓が重要。
- 残骸的な工作物は望ましくない、砂浜の放置物を無くす。

■各地区の特徴を反映した玄関口としての風景づくり

- インパクトがない。魅力の向上。
- 明神前交差点の歩道橋の撤去等の風景への配慮。

■湖畔周遊道路沿道における上質な風景づくり

- 電柱の地中化。
- 屋外広告物の規制が必要（色彩、大きさの統一、集合化、のぼり旗規制）、交通標識の管理。
- 花・植物豊かな沿道風景づくり。
- 沿道の植栽の維持管理の推進、地域ならではの樹種の採用（ソメイヨシノでなくヤマザクラなど）。
- サイクリングロードの整備の推進。
- 山中湖モデルをつくり、風景づくりを提示。
- 道路をわたる動物に配慮した、道路整備。

【将来目標像】

④独自の歴史、文化を継承し、特色ある風景が展開する地区の集合体としての山中湖村

【現状と課題】

●それぞれ特徴のある地区の風景

山中地区は、比較的ゆとりある敷地で構成され、庭木の緑が映える風景が展開し、旧家など歴史的な建築物も存在します。また、花の都公園周辺には広がりのある水田、花畠風景が展開します。

平野地区では神楽や御神木など、伝統的な習慣・行事が残り、歴史・文化的な風景がみられます。またスポーツ合宿のメッカとして、テニスコートが一面に広がるスポーツレクリエーション地としての風景が展開します。

旭日丘地区では、個人宅で熱心に庭園づくりが取り組まれるなど、緑豊かな住宅地の風景が展開します。さらに丘陵地の上部では、豊かな緑に囲まれる別荘リゾート地の風景が展開します。

長池地区では、樹林内に別荘が点在する、ゆとりある風景が展開します。富士山への良好な眺めが得られ、さらに、山中湖の湖面に映る逆さ富士を望める地区でもあります。

また、各地区においては、多くの巨樹・巨木が存在するなど、特徴的な風景が展開します。

以上のような風景を構成する資源を保全し、歴史と文化に基づく、各地区の特徴を活かし、それらの集合体として、魅力ある山中湖村の風景づくりが重要です。

【風景づくりの方針】

■地区の風景を特徴づける資源を保全、活用します

- ・地域に親しまれている巨樹・巨木や、神社などの歴史的な資源、伝統祭祀に関わる資源を把握し、その保全、風景づくりへの活用を図ります。

■地区の風景を阻害する要因を取り除きます

- ・家屋の外観、庭、農地は山中湖村の風景の一部という認識を持ち、家屋の維持管理、環境美化の推進、遊休地の維持管理を行い、地区の風景を阻害する要因を取り除き、良好な風景づくりを促進します。

■地域の将来の望ましい風景像を皆で共有し、実現を目指します

- ・地域の歴史、文化、景観資源をかえりみて、地域の風景の現状をふまえ、地域の将来の望ましい風景像を皆で共有し、個々の取組み、協働による取組みにて、将来像の実現を目指します。
- ・庭づくりなど、日々の取組みの積み重ねにより良好な風景づくりを目指します。

《風景づくりの方針に関する、景観住民懇談会での主な意見》

■地区の風景を特徴づける資源の保全、活用

- 山中旧道の風景の保全。
- 自然と野鳥が住める住区の保全。
- 寿徳寺、石割神社、平野天満宮および周辺の歴史的風景、巨木の保全。
- 長屋門などの歴史的建築物の保全。
- 平野天満宮の神楽、御神木（平野地区）などの、伝統祭祀・習慣の保全、記録。

■地区の風景を阻害する要因の除去

- 旅館看板の統一化、商店の屋外照明の明るさ調整。

【将来目標像】

⑤多様な主体が協働で風景づくりを展開する山中湖村

【現状と課題】

●多様な主体の取組み

山中湖村はほぼ全村が富士箱根伊豆国立公園に含まれ、自然公園法に基づき優れた自然の風景地の保護が図られています。また、村の中央に位置する山中湖は河川区域として山梨県がその管理を所管するなど、複数の機関により各種施策が展開しています。このように山中湖村の風景づくりには複数の行政機関が関わっていることから、関係機関の連携により、良好な風景づくりに取り組むことが重要です。

一方、個人、自治会、関連団体等多様な主体が良好な風景づくりを進めており、それらの活動の結集が重要です。さらに、それら活動を支援し、やがて、村域全体にそれらの活動が展開することが望まれます。

【風景づくりの方針】

■国（環境省・国土交通省）、山梨県などとの連携による取組み体制を整備します

- ・国、山梨県、山中湖村が連携し、各種施策の推進や整備事業の実施において調整を行い、山中湖村において良好な風景づくりに取り組むしくみの整備を図ります。

■村民、事業者、行政等による風景づくりの協働のしくみを整備します

- ・村民、事業者、関係団体、行政等が山中湖村の風景づくりについて検討し、各種調整、情報交換を行うことができる連絡協議会の整備等、多様な主体の協働のしくみづくりを図ります。

■風景づくりの重要性に関する村民の意識の醸成を推進します

- ・既存の規制内容や風景づくりに関する計画内容の普及啓発を図り、良好な風景づくりに関わる基本方針、ルール等への村民の認識の向上を図ります。
- ・住民の主導による風景づくりに関する取組みの支援を推進します。
- ・村内のどこで、どのような取組みがなされているのか、情報提供を図るなど、景観づくりの機運向上を図ります。

《風景づくりの方針に関する、景観住民懇談会での主な意見》

■村民、事業者、行政等による協働のしくみの整備

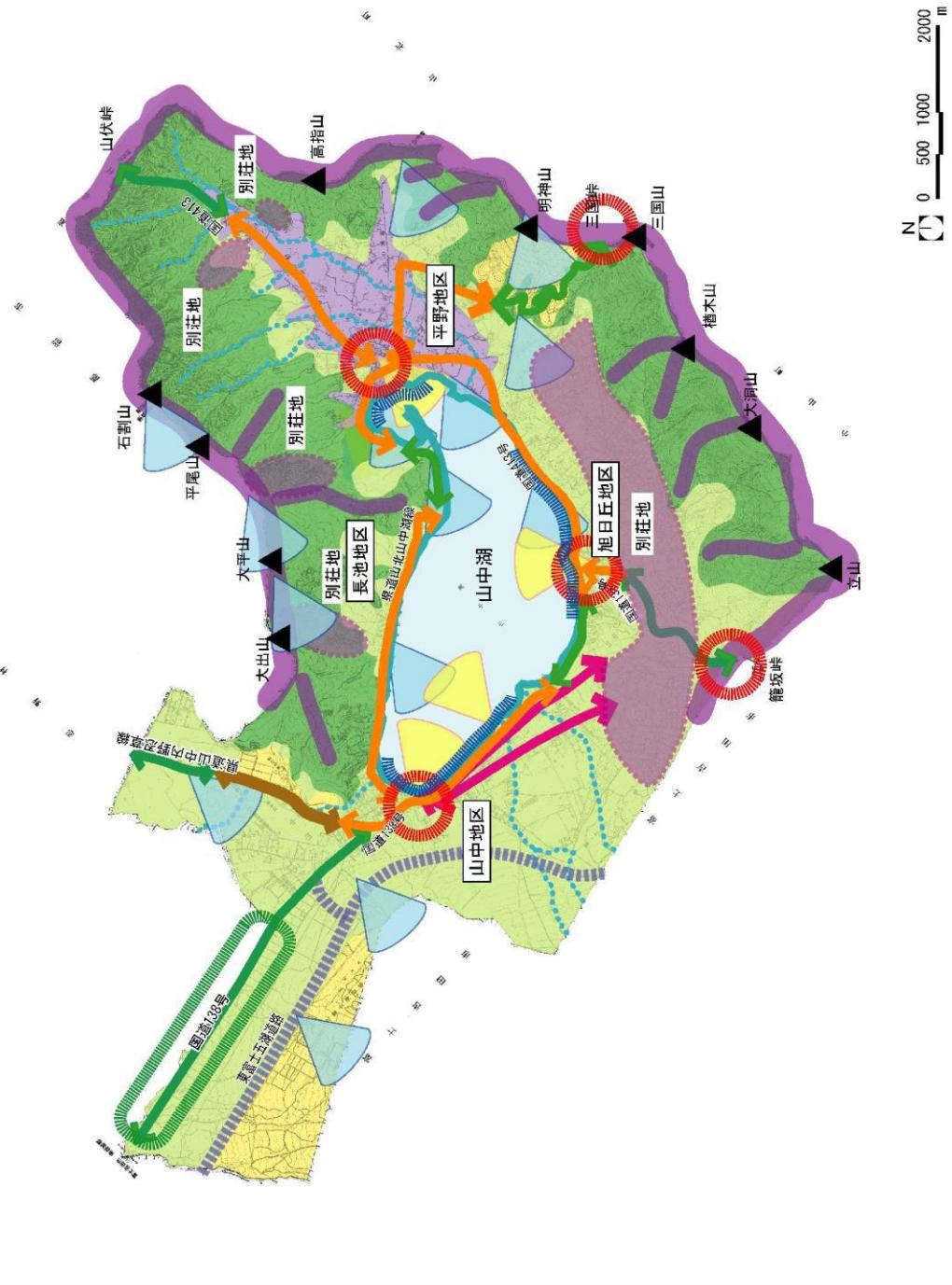
- 官民協働。
- 私利私欲ではなく、村の将来を考え、話し合いの場を増す。
- 山中湖村の風景をどうするべきか、ビジョンを作成する。
- 利害関係者の意見の反映、合意形成。

■村民の風景づくりの重要性に関する意識の醸成の推進

- 風景づくりに関するモラルの形成、意識改革（地域環境の保全はその地の自己責任、家の外観・庭・農地は公共景観である）。
- 住民総参加の体制づくり。
- 環境教育を通じた山中湖村の自然の質の高さ・重要さの普及啓発、ディスカバー山中湖。

図 山中湖村の風景づくりの方針

- ①雄大な富士山への眺めが得られ、
富士山と一体となる山中湖村の風景づくり
 梁線部からの富士山、山中湖への眺めの保全
 富士山への良好な眺めが得られる視点場の保全
 山中湖への良好な眺めが得られる視点場の保全
- ②山中湖から湖岸、村を抱く山のみどり
まで、豊かな自然が連続する山中湖村の
風景づくり
 山中湖の湖水環境の保全
 自然湖岸の保全、良好な水際風景の再生
 風景の背景となる山並みのみどりの保全
 開発地における緑化の充実化
- ③自然に溶け込み、賑わいと静けさが共存
する高原リゾートビレッジ・山中湖村の
風景づくり
 湖岸において賑わいの中にも秩序ある風景の形成
 良好な自然（樹林）の景観を形成する
 村へのアプローチの保全
 沿岸周遊道路等、幹線道路沿道の良好な風景づくり
 集落、賑わい地内における良好な風景づくり
 沿道の樹林等、周辺の自然環境と調和した風景
 つくり
 沿道の農地の広がり、富士山への眺めに配慮
 した風景づくり
- ④独自の歴史、文化を継承し、特色ある
風景が展開する地区の集合体としての
山中湖村の風景づくり
 高生垣等地区的特徴を活かした沿道風景づくり
 各地区の風景資源の保全、各地区の特性を
 活かした風景づくり



第4章 風景づくりの推進方策

1. 景観計画の運用体制の整備

(1) 庁内体制の整備

- ・「山中湖村景観計画」を円滑に運用するため、村役場内に風景づくり担当部署の設置を検討するとともに、良好な風景づくりに向けた取り組みの情報の蓄積、発信を行います。
- ・山中湖村景観審議会等、専門家による風景審査機関を設置し、景観計画の適正な運用を行う体制を整備します。

(2) 村民、事業者、関係団体等、多様な主体の協働のしくみの整備

- ・景観法を積極的に活用し、国、山梨県との連携体制の整備を図ります。
- ・村民、事業者、関係団体、行政等が山中湖村の風景づくりについて検討し、情報交換を行うことができる連絡協議会の整備等、多様な主体の協働のためのしくみを検討します。
- ・区会等地元組織において「景観担当」役を設けるなど、継続的に景観を検討する体制の整備について支援を行います。

2. 事前協議制度の整備

- ・建築物の建築等の計画立案時から「山中湖村景観計画」に定める風景づくりの考え方を反映できるよう、山中湖村景観条例に事前協議制度を定め、同制度の運用により、本計画を推進します。

3. 公共施設における先導的な風景づくりの推進

- ・山中湖村には、学校や文化施設などの身近な施設から、道路、駐車場などのオープンスペースまで、多くの公共施設が立地しています。このような公共施設は民間施設、自然景観とともに地域の風景に大きな影響を及ぼす要素です。公共施設は地域の風景づくりの模範例を示す、先導的な役割を担っていることから、「山中湖村景観計画」を踏まえ公共施設における先導的な風景づくりを推進します。
- ・公共施設は、基本的には多くの村民や来訪者に開放され、人々の交流を育む役割も担っていることからも、人々に親しまれ、愛着をもたれ利用されるよう、地域の良好な風景づくりに資するものとなるよう努めます。

4. 良好な風景づくりに資する支援方策の整備

- ・良好な風景づくりに関する地域住民への講座開催等、支援方策を検討します。
- ・良好な風景づくりに資する行為に対する、経済的支援措置を検討します。
- ・村内の良好な風景づくりの取り組みに関する表彰制度等、良好な風景づくりの取り組みの普及、啓発を行うための制度を検討します。

第Ⅱ編 景観法を活かした諸施策

第Ⅱ編では、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき事項および、山中湖村の特性に応じた景観施策を定めます。

1. 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

景観計画の区域を山中湖村全域とします。

2. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

「良好な景観の形成に関する方針」は、本計画書の「第I編第3章山中湖村の風景づくりの方針」とします。

3. 景観形成重点地区

景観計画区域内において、「景観形成重点地区」を定めます。

「景観形成重点地区」は、「村民等が必要と考える地区」、「地域住民により活発な取り組みがなされている地区」、「山中湖村が必要と考える地区」を山中湖村が指定するものです。

景観形成重点地区として「①山中湖面および湖岸地区」を指定し、その他下図②～⑦の6地区を今後、景観形成重点地区として指定を目指す候補地とします。

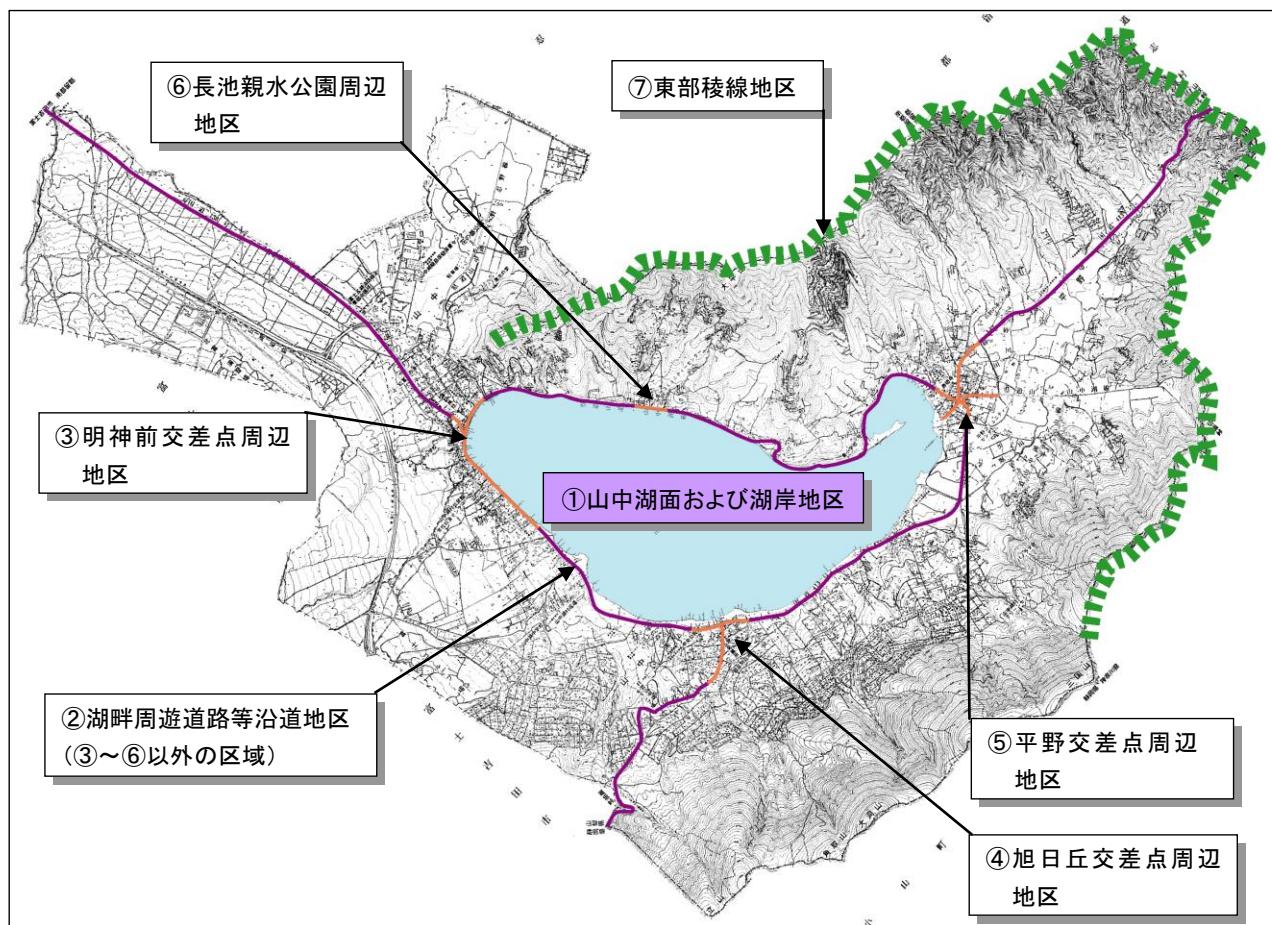


図 景観形成重点地区および候補地の位置

各地区の景観形成に関する方針を以下に示します。

なお、景観計画区域内で景観形成重点地区以外の区域を「一般区域」（以下同様）とします。

表1 景観形成重点地区の景観の形成に関する方針

地区名称	景観の形成に関する方針
①山中湖面および湖岸地区	<ul style="list-style-type: none">・湖岸において、気軽に湖とふれあえる、秩序あるにぎわい景観を形成します。・湖水面を適正に利用します。・湖岸の郷土の自然景観を保全します。

表2 景観形成重点地区の候補地と景観の形成に関する方針

候補地の地区名称	景観の形成に関する方針
②湖畔周遊道路等沿道地区 (③～⑥区域以外の国道 138 号、413 号、県道山北山中湖線の沿道)	<ul style="list-style-type: none">・山中湖、富士山への眺めを保全します。・沿道の樹林等自然景観と調和するように、建築物、工作物、自動販売機等人工物を配置、整備します。
③明神前交差点周辺地区	<ul style="list-style-type: none">・山中湖の玄関口として“来訪感”や“気持ちよさ”を意識できる景観を形成します。・玄関口である明神前交差点に至る道路、さらには湖畔周遊道路の沿道において秩序あるにぎわい景観を形成します。・沿道の緑（みどり）が映える街並みの景観を形成します。
④旭日丘交差点周辺地区	<ul style="list-style-type: none">・山中湖の玄関口として“来訪感”や“気持ちよさ”を意識できる景観を形成します。・旭日丘交差点周辺の歴史的文脈に配慮した景観を形成します。・自然豊かな落ち着きのある別荘地のイメージに相応しい賑わい景観を形成します。・籠坂峠方面から旭日丘交差点に至る国道 138 号沿道において秩序あるにぎわい景観を形成します。
⑤平野交差点周辺地区	<ul style="list-style-type: none">・山中湖の玄関口として“来訪感”や“気持ちよさ”を意識できる景観を形成します。・平野交差点へと続く道路沿道における良好な景観を形成します。・平野交差点から湖畔へ至る道路沿道において、秩序あるにぎわい景観を形成します。
⑥長池親水公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none">・県道山北山中湖線沿道においては、秩序あるにぎわい景観を形成します。・交通の安全を確保しつつ、湖畔周遊道路沿道の防風林を保全し、防風林に見え隠れするリゾート地の景観を形成します。・富士山、山中湖への眺めを保全します。
⑦東部稜線地区	<ul style="list-style-type: none">・谷部からの眺めのスカイラインに該当する、稜線部（自然公園普通地域部分）の景観を保全します。

4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号関係)

(1) 行為の制限の基本的な考え方

① 山中湖村景観計画が定める行為の制限が適用される区域について

山中湖村景観計画が定める行為の制限が適用される区域は、景観計画区域である山中湖村全域とします。

② 「一般区域」と「景観形成重点地区」について

「一般区域」と「景観形成重点地区」では、行為の制限の内容が異なります。双方の区域ごと、届出対象行為および景観形成基準を定めます。

「景観形成重点地区」においては、「一般区域」の景観形成基準と各景観形成重点地区的景観形成基準の双方を遵守しなければなりません。

③ 自然公園法をはじめ、その他関連法令との関係について

山中湖村は、ほぼ全村が富士箱根伊豆国立公園区域に位置します。

したがって、建築物の建築等を行う場合、自然公園法に基づき、良好な風景づくりを行います。また、山中湖の湖面および湖岸の大半は河川区域であることから、河川法に基づき、適正な利用を行います。

上記の取組みに加え、山中湖村の特性に応じた風景づくりを推進するため、「山中湖村景観計画」が定める「一般区域」および「景観形成重点地区」において、それぞれ特定の行為に対して、行為の制限を定め、きめの細かな風景づくりを目指します。

④ 自然公園法の特例（法第8条第2項第4号ホ、法第60条関係）について

自然公園の特別地域においては、自然公園法第20条第4項、第21条第4項及び第22条第4項の規定の適用については、これらの規定中の「環境省令で定める基準」は、「環境省令で定める基準及び景観法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項第4号ホの許可基準」（法第60条）となります。

⑤ 屋外広告物について

屋外広告物に関しては、自然公園法および山梨県屋外広告物条例に基づき、良好な屋外広告物の風景づくりを推進します。

(2) 一般区域の行為の制限

①届出対象行為

一般区域において、以下の行為（表3）を行う場合、届出を要します。

表3 一般区域における届出対象行為

届出をする行為内容		届出を必要とする行為規模
特 定 届 出 対 象 行 為 ＊ 1	建築物 新築、増築、改築 若しくは移転	<ul style="list-style-type: none"> ・規模に関わらずすべての建築物。 〔ただし、高さ 10m 以下の建築物は、表4に示す景観形成基準の形態意匠の色彩に関する事項のみ届出を行う。〕
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 10m を超える建築物で、行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の 2 分の 1 を超えるもの。 ・色彩の変更は、屋根に関しては、行為に係る部分が、屋根の水平投影面積の 5 分の 1 を超えるもの。外壁に関しては、行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の 5 分の 1 を超えるもの。
工作物 新設、増築、改築 若しくは移転、	新設、増築、改築 若しくは移転、	<ul style="list-style-type: none"> ・規模に関わらずすべての工作物（門・塀・垣・柵、擁壁、機械式駐車場、街路・照明塔、煙突・高架水槽、鉄筋コンクリート造の柱・鉄柱・木柱、彫像・記念碑、電話ボックス等、中山湖村景観条例施行規則に定めるもの） 〔ただし、高さ 10m 以下の工作物は、表4に示す景観形成基準の形態意匠の色彩に関する事項のみ届出を行う。〕
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 10m を超える工作物で、行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の 2 分の 1 を超えるもの。 ・色彩の変更は、行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の 5 分の 1 を超えるもの。
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・宅地等開発事業で、その施行区域が 2,000 m²以上のもの。 ・宅地等開発拡張事業又は、建築物の増築事業において、その拡張後の面積が 2,000 m²以上又は高さが 10m を超えるもの。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 1.0m を超えるもの又は集積等面積 10 m²を超えるもので、その期間が 30 日を超えるもの。
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗、事務所、保養所等事業地の敷地、寺社境内地および宅地内の、幹根境界部から 1.3m の高さ（胸高）の幹囲が 1.9m を超えるもの。
特定照明＊2		<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から容易に見える位置にある建築物、工作物等に対して行う照明で、期間が 30 日を超えるもの。
太陽光発電施設の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に設置又は建築物の屋根、屋上、外壁等を使用する太陽光発電施設で、建築物の延べ床面積が 1,000 m²を超えるもの又は高さが 10m を超えるもの。 ・建築物に設置又は建築物の屋根、屋上、外壁等を使用するものの以外の太陽光発電施設。

以上に該当する行為のうち、景観法第16条第7項に定める行為の他、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為は届出の適用除外行為とします。

* 1) 特定届出対象行為：建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対して、設計の変更等、その他必要な措置を取ることを命ずることできる行為。

* 2) 特定照明：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明。

②景観形成基準

一般区域における、表3のうち、「太陽光発電施設の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」を除く行為に係る、良好な景観の形成のための行為の制限は表4に定めるとおりです。

表4 一般区域における景観形成基準

行為の種別・事項	景観形成基準	
	自然公園特別地域	自然公園普通地域
<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。 	形態 意匠	(1)屋根 <ul style="list-style-type: none"> 灰黒系色又は焦げ茶色とする。彩度6以下、明度2以上とする。 (2)壁面、工作物*3 <ul style="list-style-type: none"> 基本となる色彩（外壁の4/5以上を使用する色）は茶系色、ベージュ色、クリーム色、灰系色とする。彩度6以下、明度2以上とする。 ※素材色は上記(1)、(2)に制限されない。
		高さ ー*4 ・15m以下とする。
	配置	ー*4 ・当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から2m以上離れていること。 *5
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁、法枠等の構造物が生じる場合、素材、表面処理について、周辺景観と調和するものとする。 	
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 道路等から見えにくいように、植栽の実施、木垣の設置等で遮へいし、その際には周辺の景観に調和するものとする。（ただし、河川区域ではこの限りでない。） 	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 自然性の高い樹木や巨樹等貴重な樹木については、極力移植する。伐採した本数と同数の樹木を同敷地内に、周辺景観との連続性に配慮し植栽する。 	
特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いない。 	

* 3) 工作物のうち、運動施設（テニスコートフェンス等）、電柱、鉄塔・アンテナの色彩基準の色相（茶系色、灰系色等）については、「富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画書」の「許可、届出等取扱方針」を景観形成基準とします。

* 4) 「山中湖村景観計画」において景観形成基準の定めが無いということであり、建築物等の高さや壁面の位置については、自然公園法等、他法令の規定に従う必要があります。

* 5) 工作物は該当しません。また、「山梨県富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置指針」の届出対象行為に該当する行為については、同指針に従う必要があります。

③山中湖村太陽光発電施設に関する景観形成基準

一般区域における、表3のうち、太陽光発電施設に係る、良好な景観の形成のための行為の制限は次に定めるとおりです。

太陽光発電施設については、富士山麓地域景観形成共通基準（第3条）および山中湖村景観形成基準（第4条）に定める基準を両方とも満たす必要があります。

（趣旨）

第1条 この景観形成基準は、山中湖村景観条例（平成22年山中湖村条例第8号。以下「条例」という。）及び山中湖村景観計画（条例第6条の規定に基づき本村が定めた景観計画をいう。以下「景観計画」という。）において、太陽光発電施設の建築等又は建設等の行為についての基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、「太陽光発電施設」とは、太陽光を電気に変換するための設備及びその附属施設等をいう。

- 2 この基準において、「景観形成拠点」とは、別表によるものをいう。
- 3 この基準において、「主要な道路等」とは、別表によるものをいう。
- 4 この基準において、「主要な眺望点」とは、別表によるものをいう。
- 5 前項に掲げるもののほか、この基準における用語の定義は、景観法（平成16年法律第110号）及び条例の例による。

（富士山麓地域景観形成共通基準）

第3条 建築物に設置する太陽光発電施設の基準については、次のとおりとする。

- 一 世界文化遺産構成資産周辺への設置は避ける。
- 二 太陽光電池モジュールの色彩は、周囲や建築物等と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。
- 三 太陽光電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。
- 四 勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を越えないものとし、屋根と一体化させる。
- 五 陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部をできるだけ低くする。又はルーバー等により修景を施し建築物と一体化させる。
- 六 外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。
- 七 太陽光電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等とする。素材は低反射のものを使用する。
- 八 壁面の配管類、屋外用パワーコンディショナー等の附属設備は、建築物と一体化する又は周囲から見えない位置に設置する。色彩についてはモジュールやフレームと同等のものとする。
- 九 景観形成拠点に係る箇所にやむを得ず設置する場合には、それらに影響を及ぼさないよう、特に景観に配慮すること。

- 2 建築物以外に設置する太陽光発電施設の基準については、次のとおりとする。
- 一 世界文化遺産構成資産周辺への設置は避ける。
 - 二 太陽光電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。
 - 三 太陽光電池モジュールは、低反射で、模様が目立たないものを使用する。
 - 四 太陽光電池モジュールのフレームの色彩は、モジュール部分と同等のものとする。素材は、低反射のものを使用する。
 - 五 パワーコンディショナー、分電盤等の附属設備の色彩は、モジュール部分と同等のものとする。
 - 六 歩行者及び周辺の景観への影響のある場合においては、植栽やフェンス等で目隠しを行い、望見できないように配慮する。
 - 七 主要な道路等からは、植栽やフェンス等で目隠しを行い、望見できないように配慮するとともに、富士山等への景観を阻害しないようにする。
 - 八 尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、稜線を乱さない若しくは土地形状に違和感をあたえない等、特に景観に配慮すること。
 - 九 主要な眺望点から視認できる場合には、周辺景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるよう色彩、植栽及び配置等の工夫をするとともに、富士山等への景観を阻害しないようにする。
 - 十 自然環境豊かな箇所においては、太陽光発電設備以外の敷地においても、植栽等を施すこと。
 - 十一 景観形成拠点の周辺にやむを得ず設置する場合には、それらに影響を及ぼさないよう、特に景観に配慮すること。また、それらの箇所については、電線類地中化を施すこと。
 - 十二 他の市町村の景観形成拠点、主要な道路及び主要な眺望点から望見できる場合には、この基準と同様の措置を講じるものとする。

(山中湖村景観形成基準)

- 第4条 前条に掲げるもののほかの基準については、次のとおりとする。
- 一 建築物以外に設置する太陽光発電施設については、施設の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。
 - 二 建築物以外に設置する太陽光発電施設については、歩行者及び周辺からの景観を阻害しないよう、敷地境界からできるだけ後退する。

(別表)

景観形成拠点	<ul style="list-style-type: none">・山中湖（山中湖河川区域）・桂川（桂川河川区域）・旭日丘湖畔緑地公園・山中湖交流プラザ「きらら」・山中湖ポケットパーク・湖畔駐車場（山中地区、旭日丘地区、長池親水公園）・パノラマ台駐車場・山中湖花の都公園
主要な道路等	<ul style="list-style-type: none">・国道 138 号・国道 413 号・県道山北山中湖線・富士吉田山中湖自転車道線
主要な眺望点	<ul style="list-style-type: none">・旭日丘交差点・平野交差点・明神前交差点・山中湖ポケットパーク・パノラマ台・明神山・切通峠・山中湖湖畔（平野地区）・山中湖交流プラザ「きらら」・天神社・石割山・平野別荘地・大平山・村営駐車場・山中湖花の都公園・紅富士の湯・東富士五湖道路・山中湖湖畔（旭日丘地区）

(3) 景観形成重点地区の行為の制限

■ 山中湖面および湖岸地区

① 指定区域

山中湖河川区域※6とする。

*6) 河川管理者である山梨県が定める河川区域

② 景観形成の考え方

- ・湖岸において、気軽に湖とふれあえる、秩序あるにぎわい景観を形成します。
- ・湖水面を適正に利用します。
- ・湖岸の郷土の自然景観を保全します。

③ 届出対象行為

届出対象行為は以下の通りです。なお、下記のうち工作物に関しては、自然公園法の特例（法第8条第2項第4号ホ、法第60条関係）が適用されます。

表5 届出対象行為

届出を必要とする行為規模		
	新設、増築、改築 若しくは移転	・桟橋、艇庫、売札所、待合所等、河川法第24条の占用許可、 第26条の工作物の新築等の許可の対象となる工作物。
工作物	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の2分の1を超えるもの。 ・色彩の変更は、行為に係る部分の見付面積が変更前の総見付面積の5分の1を超えるもの。
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・高さ1.0mを超えるもの又は集積等面積10m ² を超えるもので、 その期間が30日を超えるもの。
	太陽光発電施設の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	・建築物に設置又は建築物の屋根、屋上、外壁等を使用する太陽光発電施設で、建築物の延べ床面積が1,000m ² を超えるもの又は高さが10mを超えるもの。 ・建築物に設置又は建築物の屋根、屋上、外壁等を使用するものの以外の太陽光発電施設。

④景観形成基準

「表4 一般区域における景観形成基準」および「③山中湖村太陽光発電施設に関する景観形成基準」に以下の基準を加えたものが、山中湖面および湖岸地区の景観形成基準となります。

表6 「表4 一般区域における景観形成基準」および「③山中湖村太陽光発電施設に関する景観形成基準」に
加える基準

行為の種別・事項	景観形成基準	
工作物の建設等 (新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替)	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none">・屋根は勾配屋根とする。・自然の素材を多用する。・色彩は以下のとおりとする。<ul style="list-style-type: none">・艇庫、売札所、待合所等<ul style="list-style-type: none">・屋根 : 灰黒系、こげ茶系・壁面 : 茶色系、ベージュ系、クリーム系、灰系色・桟橋<ul style="list-style-type: none">・構造部 ; 灰黒系、こげ茶系※素材色は上記に制限されない。
屋外における物件の集積又は貯蔵		<ul style="list-style-type: none">・ボート等は整然と配置する。

(2) 一般区域の行為の制限、(3) 景観形成重点地区の行為の制限で示す届出対象行為に該当する行為を行う場合、景観法に基づく届出と、山中湖村が定めた景観形成基準に適合しているかどうかの審査を受けることになります。なお、下図に示すフローで示すように、一定規模以上の行為等について、景観法が定める届出より前の段階から、事前協議あるいは周辺への事前説明を行わなければなりません。

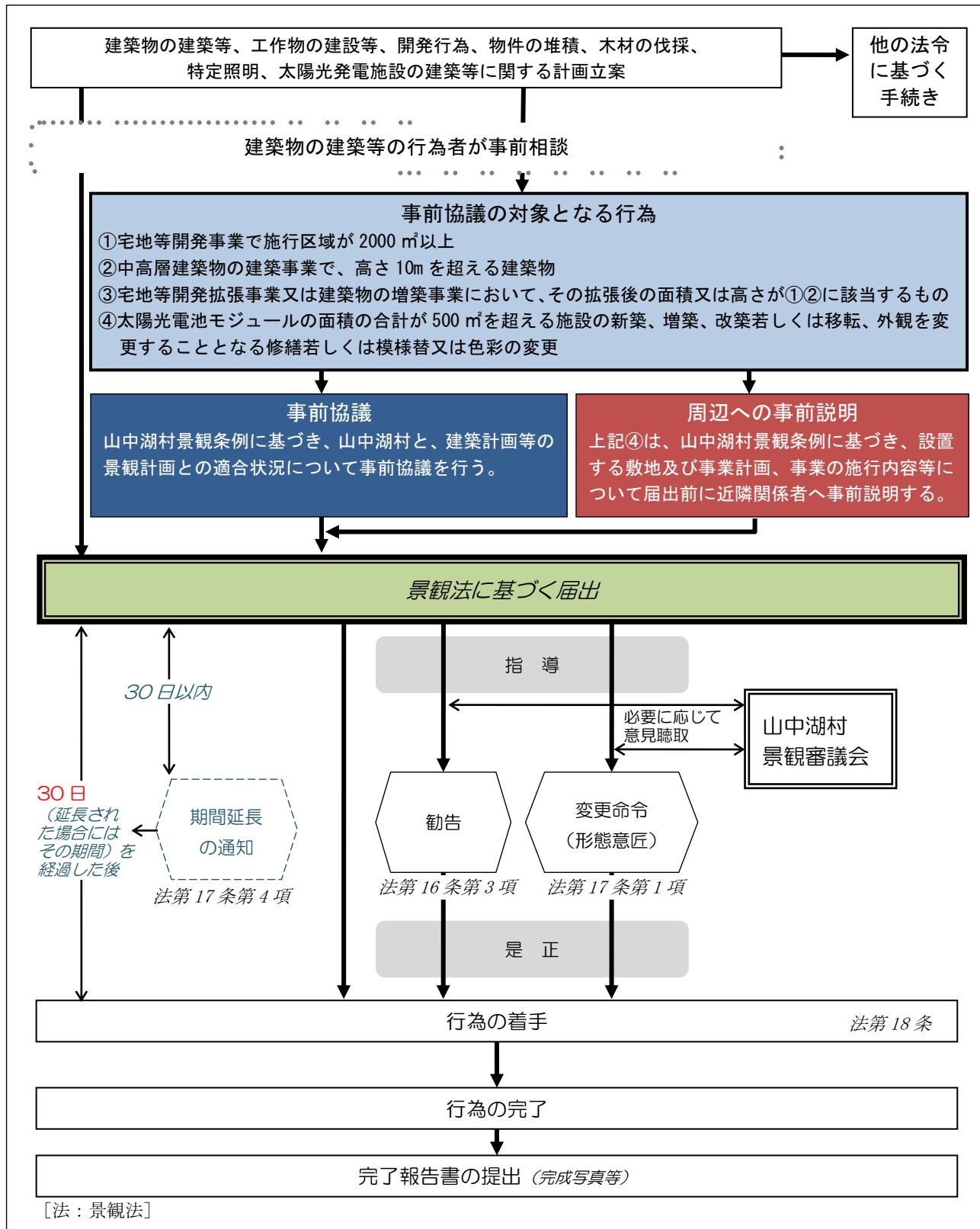


図 届出等、諸手続きの流れ

5. 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

道路、山中湖面および湖岸、その他公共の場所から望むことができ、以下の事項に該当する建造物を景観重要建造物として指定します。

- ・山中湖村の自然、歴史、文化、生活等の特性が現れたもので、ある地域の景観上の特徴を当該建造物の外観が有しているもの。
- ・村民に親しまれ、地域のシンボルになっているもの。
- ・良好な景観の創出の観点から指定するもの。

6. 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

道路、山中湖面および湖岸、その他公共の場所から望むことができ、以下の事項に該当する樹木を景観重要樹木として指定します。

- ・地域の景観上の特徴を構成しているもの。
- ・寺社のみどりなど歴史的景観を構成するもの。
- ・地域住民に親しまれ地域のシンボルになっているもの。
- ・新たな景観を創出することが望まれる地域においてシンボルとなるもの。
- ・「山中湖村の自然誌」（山中湖村、H18）で紹介されている巨樹・巨木に相当するもの。

7. 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号口関係）

道路、山中湖などの公共施設は、山中湖村の景観を構成する重要な要素であり、その周辺の自然環境や市街地等の土地利用と調和した整備や管理を行うことで、良好な景観の形成を推進します。

そこで、景観法に基づく「景観重要公共施設」の制度を活用し、地域のまちづくりや観光地づくりの取り組みと連携して、質の高いリゾート地にふさわしい、道路、山中湖など、良好な景観の形成に配慮した整備、利用を行います。以下の公共施設を景観重要公共施設として指定します。

（1）山中湖村における景観重要公共施設

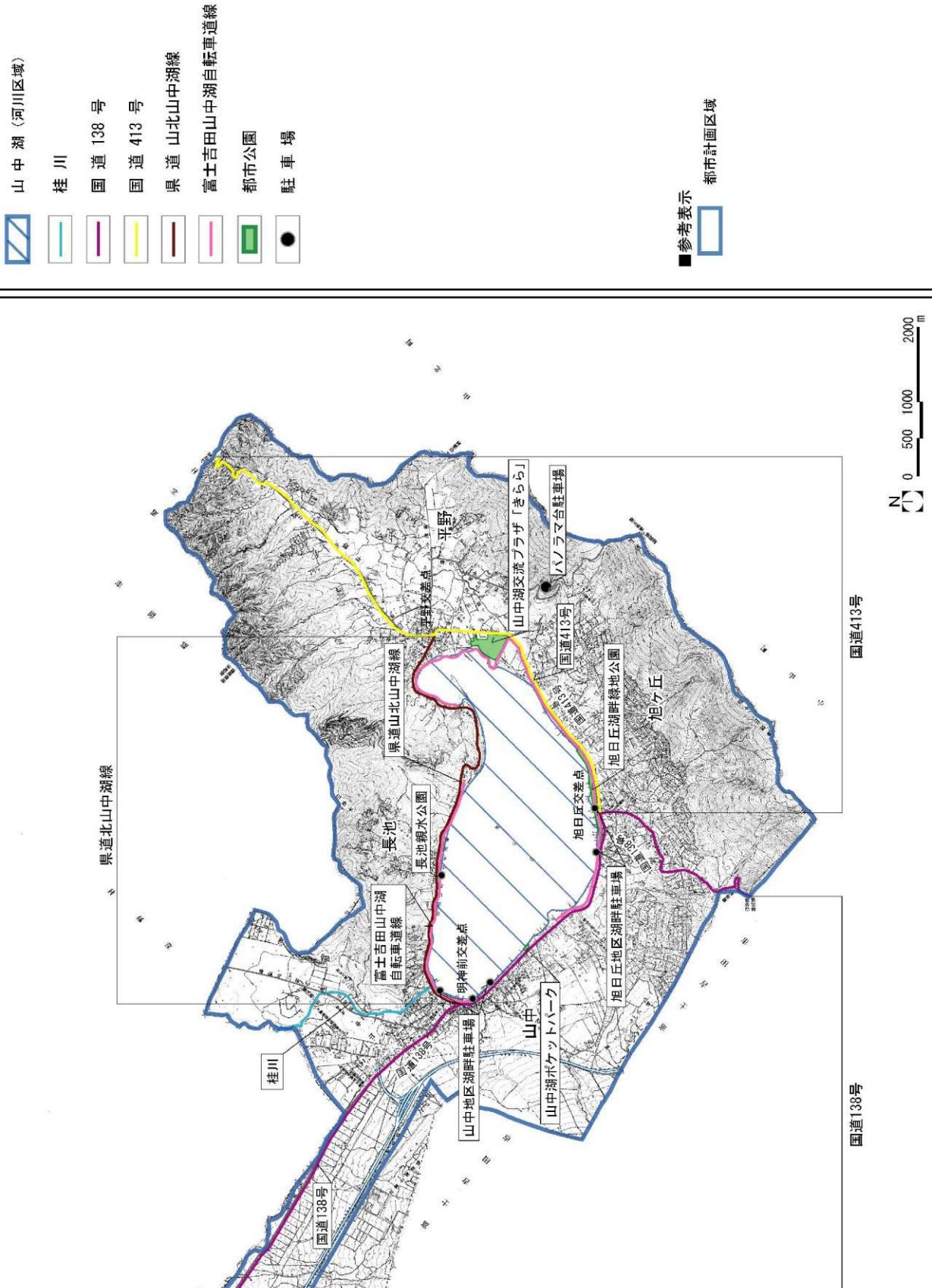
山中湖（河川区域）および、山中湖に隣接または近接する公共施設で、山中湖の景観と一体となる公共施設、それから、山中湖村を眺める場合の眺望、重要な景観要素である公共施設等を選定しました。

景観重要公共施設は下表の通りです（位置は次頁参照）。

表7 景観重要公共施設一覧

No.	名 称	指定範囲（区間）	施設管理者	備考
I. 道路法による道路				
①国道138号および湖畔周遊道路				
(i)	国道138号	・山中湖村内全区間	国	
(ii)	国道413号	・旭日丘交差点～平野交差点～山伏トンネル間	山梨県	
(iii)	県道山北山中湖線	・平野交差点～明神前交差点間	山梨県	
(iv)	富士吉田山中湖自転車道線	・山中湖村内全区間	山梨県	
II. 河川法による河川等				
②	山中湖	・山中湖河川区域	山梨県	
③	桂川	・桂川河川区域	山梨県	
III. 都市公園法による都市公園				
④	旭日丘湖畔緑地公園	・山梨県南都留郡山中湖村平野	山中湖村	
⑤	山中湖交流プラザ「きらら」	・山梨県南都留郡山中湖村 平野479-2	山中湖村	
⑥	山中湖ポケットパーク	・山中湖村山中207番地の8	山中湖村	
IV. 自然公園法による公園事業				
⑦	湖畔駐車場	・山中地区、旭日丘地区、長池親水公園の3箇所	山中湖村	
V. その他公共施設				
⑧	パノラマ台駐車場	・山梨県南都留郡山中湖村 平野柳原	山中湖村	

図 景観重要公共施設の位置



(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号口関係）

①国道 138 号および湖周遊道路

山中湖畔を1周する道路であり、また、山中湖村への来訪者の主要利用道路です。これまででも道路防護柵のパイプ化など、景観に配慮した整備がなされてきました。

道路および付随する駐車場においては、今後とも、質の高いリゾート地における主要利用道路としてふさわしい、また、山中湖および富士山への良好な眺めの視点場としてふさわしい道路景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

i) 国道 138 号、 ii) 国道 413 号、 iii) 県道山北山山中湖線

- ◆山中湖、富士山への良好な眺めを保全・創出する。
- ◆湖岸から陸域へと連続する自然風景と調和する。
- ◆防護柵や街灯などの道路付属物は、リゾート地にふさわしいものとし、山中湖や富士山への眺めと調和するものとする。
- ◆質の高い景観を形成する必要がある区間では電線類の地中化を進める。
- ◆歩道のフラット、セミフラット化を推進し、歩道の景観を統一する。
- ◆道路の法面は緑化を行うなど、周辺自然景観と調和するものとする。

iv) 富士吉田山山中湖自転車道線)

- ◆山中湖、富士山への良好な眺めを保全・創出する。
- ◆湖岸から陸域へと連続する自然風景と調和する。
- ◆防護柵や街灯などの道路付属物は、リゾート地にふさわしいものとし、山中湖や富士山への眺めと調和するものとする。
- ◆道路の法面は緑化を行うなど、周辺自然景観と調和するものとする。

②山中湖（河川区域）

山中湖は山中湖村にとってかけがえの無い財産であり、重要な観光資源です。山中湖の整備の際は、自然環境の保全を基本としつつ、湖や富士山への眺めの活用、山中湖の適正な利用に資するよう、良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆湖面、湖岸から山腹へと連続する自然景観を保全する。
- ◆秩序ある賑わいが展開する、明るい水辺景観を形成する。
- ◆山中湖に容易に親しめるように、親水性の感じられる水辺景観を形成する。
- ◆湖や富士山への眺めを保全し、活用する。
- ◆山中湖面の適正な利用に資する整備を推進する。

③桂川（河川区域）

山中湖から流れ出る桂川は、相模川の源流にあたります。桂川は花の都公園の近隣を流れるなど、観光資源としても重要な河川です。桂川の整備の際は、自然環境の保全を基本としつつ、花の都公園周辺をうるおいのある風景とし、また、田園景観と調和する良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆河岸のみどり、農地と調和する水辺景観を形成する。
- ◆花の都公園周辺においては、親水性が感じられ、うるおいのある河川景観を形成する。

④旭日丘湖畔緑地公園

旭日丘湖畔公園は、山中湖を眼下に眺めながら散策でき、秋には紅葉まつりの会場となるなど。観光客、地域住民の憩いの場として、山中湖村にとって重要な都市公園です。旭日丘湖畔緑地公園の整備の際は、自然環境の保全を基本としつつ、山中湖への眺めの活用に資するよう、良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆山中湖に容易に親しめるように、親水性を感じることができる公園景観を形成する。
- ◆湖や富士山への眺めを保全し、活用する。
- ◆公園内のサインやゴミ箱等の設備について、既存のものの維持管理を充実するとともに、新規整備の際は、デザイン、色彩の統一を図る。

⑤山中湖ポケットパーク

山中湖ポケットパークは湖岸に位置し、湖と一体となった、親水景観を形成しています。整備の際は、山中湖の自然環境との調和を基本としつつ、湖や富士山への眺めの活用により、良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆湖面、湖岸から山腹へと連続する自然景観を保全する。
- ◆山中湖に容易に親しめるように、親水性を感じることができる水辺景観を形成する。

⑥湖畔駐車場

湖畔駐車場は湖畔周遊道路と山中湖との間に位置し、山中湖や富士山へ眺望が得られる重要な視点場となっています。また、山中湖村を訪れた際に、多くの人々にとって最初に立ち寄る場所でもあります。

湖畔駐車場の整備の際は、湖や富士山への眺めの活用、山中湖の適正な利用に資するよう、良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆湖面、湖岸から山腹へと連続する自然景観を保全する。
- ◆異なる主体によって設置、維持されている照明、サイン、ゴミ箱等の設備のデザイン、色彩の統一を図る。
- ◆山中湖に容易に親しめるように、親水性の感じられる水辺景観を形成する。
- ◆湖や富士山への眺めを保全し、活用する。
- ◆不法占用を取締り、落着いて、山中湖や富士山への眺望を楽しめる景観を形成する。

⑦山中湖交流プラザ「きらら」

山中湖交流プラザ「きらら」はスポーツ、各種イベントにより多くの来訪者を誘致し、山中湖村を代表するの観光拠点の1つです。また、地域住民にとってスポーツ・文化の拠点として、重要な施設となっています。整備の際は、湖や富士山への眺めの活用し、観光拠点としてふさわしい良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

- ◆湖面、湖岸から山腹へと連続する自然景観を保全し、創出する。
- ◆山中湖に容易に親しめるように、親水性を感じることができる水辺景観を形成する。
- ◆湖や富士山への眺めを保全し、活用する。

⑧パノラマ台駐車場

パノラマ台駐車場は、眼下に山中湖、遠景に富士山および南アルプスを望むことができる、山中湖村を代表するビューポイントであり、重要な観光資源です。

パノラマ台駐車場の整備の際は、周辺の樹林等自然環境との調和を基本とし、富士山や山中湖への眺めを落着いて楽しむことができる場として、良好な景観を形成します。

景観重要公共施設の整備の際には、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとします。

◆周辺の樹林、草地等の自然景観と調和する景観を形成する。

◆サインやゴミ箱などの設備のデザイン、色彩を統一する。

◆湖や富士山への眺めを保全し、活用する。

參考資料編

1. 山中湖村景観計画検討委員会開催経緯

(1) 山中湖村景観計画検討委員会委員名簿

NO.	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	山梨大学	教 授	北 村 真 一	委員長
2	山梨県環境科学研究所	研 究 員	池 口 仁	
3	山中湖村議会	議 長	羽 田 正 男	H20.12.17より
			天 野 凱 弘	H20.6.13より
			羽 田 功	H19.5.10より
			坂 本 健 寿	
4	平野地区	区 長	長 田 道 廣	H22.1.1より
			天 野 悅 宏	H20.4.1より
			羽 田 紘 明	
5	長池地区	区 長	羽 田 太 郎	H22.1.1より
			羽 田 幸 徳	H20.4.1より
			羽 田 貴 男	
6	山中地区	区 長	松 井 武 朗	H22.1.1より
			大 森 九 十 九	H20.4.1より
			高 村 倉 司	
7	旭日丘地区	区 長	藤 原 淳	
8	山中湖観光協会 山中湖村環境審議会	会 長 会 長	高 村 幸 元	副委員長
9	富士五湖観光船組合山中湖支部	富士汽船(株)取締役	勝 俣 秀 児	H22.1.1より
			小 林 邦 彦	H19.8.31より
			天 野 好 人	
10	山中湖村漁業協同組合	組 合 長	羽 田 金 祝	副委員長
11	山中湖村住環境保全審議会	会 長	羽 田 藤 五 郎	
12	東京大学大学院農学生命科学研究科 附属科学の森教育研究センター富士演習林	助 教	山 本 清 龍	
13	NPO法人 富士山自然学校	代 表	吉 田 利 祖	H22.1.1より
			渡 辺 長 敬	
14	NPO法人 富士山ネイチャークラブ	代 表	難 波 清 芽	
15	NPO法人 アースバウンダー	代 表	小 野 俊 彦	
16	山中湖村女と男いきいきプラン推進委員会	委 員 長	河 内 晶 さ 子	H22.1.1より
			高 村 恵 美 子	H19.11.1より
			高 村 十 年 子	
17	山梨県 県土整備部 県土整備総務課 美しい県土づくり推進室	副 主 幹	桜 林 良	H22.1.1より
		主 査	入 倉 博 文	
18	山梨県 森林環境部 みどり自然課 自然公園担当	副 主 査	渡 辺 正 尚	
19	山梨県 県土整備部 建築指導課 開発指導担当	主 事	小 林 幸	H20.4.1より
			杉 山 賢 司	
20	山梨県 県土整備部 富士・東部建設事務所 吉田支所 河川砂防管理課	主 査	吉 野 正 則	H22.1.1より
		副 主 幹	岸 川 浩	
21	東京電力(株) 山梨支店 大月支社	副 支 社 長	望 月 正 史	H22.1.1より
			小 林 順 二	

(2) 山中湖村景観計画検討委員会の開催経過

日 時	名 称	場 所	議 領
平成 19 年 4月 27 日	第 1 回 会 議	山中湖村役場 第 1 会議室	・「山中湖村景観計画素案作り」実施計画書について ・景観法の概要について ・調査の中間成果（景観形成の現状と課題）について ・山中湖村における景観形成のあり方と方向性について
平成 19 年 6月 29 日	第 2 回 会 議	山中湖村役場 第 1 会議室	・景観形成のあり方検討の方向性 ・住民懇談会の進め方 ・山中湖村における景観形成のあり方と方向性について
平成 19 年 7月 18 日	第 3 回 会 議	山中湖村役場 第 1 会議室	・山中湖村景観計画素案について
平成 19 年 12月 21 日	第 4 回 会 議	山中湖村役場 第 1 会議室	・山中湖村景観計画素案について ・山中湖村景観計画等策定に向けた今後の取り組みについて ・その他
平成 21 年 3月 16 日	第 5 回 会 議	山中湖村役場 第 1 会議室	・山中湖村景観計画の策定経緯について ・山中湖村景観計画（案）について ・山中湖村景観条例大綱（案）について ・その他
平成 22 年 1月 26 日	第 6 回 会 議	山中湖村役場 第 1 会議室	・山中湖村景観計画の策定経緯について ・山中湖村景観計画（案）について ・山中湖村景観条例（素案）について
平成 22 年 3月 2 日	第 7 回 会 議	山中湖村役場 第 1 会議室	・山中湖村景観計画（案）について

2. 住民懇談会開催経緯

身近な景観をふりかえり、今後とも残していくべき景観、改善が必要な景観を抽出し、山中湖村が目指すべき景観の目標像、良好な景観形成を進めるための方策について、住民の皆様とともにワークショップ形式で懇談を行いました。

日 時	名 称	場 所	議 領
平成 19 年 5月 11 日	第 1 回	山中湖村 公民館 大講堂	・山中湖村の身近な景観のふりかえり ・山中湖村において良好な景観を形成するために必要な取組みについて
平成 19 年 6月 29 日	第 2 回	山中湖村 公民館 大講堂	・目指すべき湖岸景観の目標像について ・目標像に向けた取組みの方向性と進め方について

3. 講演会開催経緯

山中湖村景観計画検討委員会の北村眞一委員長（山梨大学）に、「質の高い観光地の風景づくり」をテーマに、講演をしていただきました。

日 時	場 所	講演テーマ
平成 19 年 5月 11 日	山中湖村 公民館 大講堂	「質の高い観光地の風景づくり」 (1)景観整備の原点＝豊かな暮らし (2)日本の景観の美と課題 (3)持続可能な観光地づくり (4)湖岸の事例比較

4. 山中湖村景観計画検討委員会景観形成方策作業部会開催経緯

各地区の代表者等、ボート事業者の方々に出席いただき、良好な景観形成に向け課題および景観形成の方向について検討を行いました。

地区名	対象範囲	構成(出席者)	開催日・検討テーマ
山中地区	明神前交差点周辺		第1回 (20.10.22) ：課題、景観形成の方向 第2回 (H21.1.23) ：景観形成の方向 ：実現方策の検討
旭日丘地区	旭日丘交差点周辺	・各区の区長、役員 ・関連事業者 等	第1回 (H20.9.26) ：課題、景観形成の方向 第2回 (H21.1.19) ：景観形成の方向 ：実現方策の検討
平野・長池地区	平野交差点周辺 長池親水公園周辺		第1回 (H20.9.26) ：課題、景観形成の方向 第2回 (H21.1.16) ：景観形成の方向 ：実現方策の検討
湖岸地区	山中湖の湖岸	・ボート事業者	第1回 (H20.9.9) ：意見交換 第2回 (H20.10.10) ：課題検討 ：課題の解決方法検討 第3回 (H21.3.5) ：景観づくりの主要テーマ ：景観づくりのイメージ 第4回 (H22.2.5) ：山中湖面および湖岸地区を 景観形成重点地区に指定す ることについて ：山中湖面および湖岸におけ る今後の風景（景観）づく りの取組みのあり方につい て

5. 住民説明会、パブリックコメント開催経緯

「山中湖村景観計画（案）に関する住民説明会」や「山中湖村景観計画（案）に関する意見の募集」（パブリックコメント）を実施し、住民の意見の聴取、計画（案）への反映を行いました。

日 時	名称	場 所	議 題
平成 21 年 3 月 26 日	山中湖村景観計画（案） に関する住民説明会	山中湖村 公民館 大講堂	・山中湖村景観計画（案）について
平成 22 年 2 月 4 日 ～2 月 24 日	山中湖村景観計画（案） に関する意見の募集 （パブリックコメント）	山中湖村 HP 等を通じて 意見募集	・山中湖村景観計画（案）について

山中湖村景観計画（改訂版）
～山中湖村は質の高いリゾート地としての風景づくりを進めています～
平成27年12月

発行：山中湖村
担当課：企画まちづくり課
〒401-0595 山中湖村山中 237-1
TEL 0555-62-9971